

平成22年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成22年3月10日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	議案第12号	平成21年度豊頃町一般会計補正予算（第10号）
日程第 5	議案第13号	平成21年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 6	議案第14号	平成21年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 7	議案第15号	平成21年度豊頃町老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第16号	平成21年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案第17号	平成21年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第18号	平成21年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第19号	平成21年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
日程第12		平成22年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第13	議案第20号	豊頃町民交通災害救済条例の廃止について
日程第14	議案第21号	豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第22号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第23号	豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の制定について
日程第17	議案第24号	豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正について

日程第 1 8	議 案 第 2 5 号	豊頃町入学祝金支給条例の制定について
日程第 1 9	議 案 第 2 6 号	豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	議 案 第 2 7 号	豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正について
日程第 2 1	議 案 第 2 8 号	豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正について
日程第 2 2	議 案 第 2 9 号	豊頃町簡易水道設置条例の一部改正について
日程第 2 3	議 案 第 3 0 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 2 4	議 案 第 3 1 号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第 2 5	議 案 第 3 2 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第 2 6		請願の委員会付託

◎出席議員（9名）

1 番 藤 田 博 規 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 森 一 彦 君
5 番 大 崎 英 樹 君	6 番 大 谷 友 則 君
7 番 長谷川 勝 夫 君	8 番 津久井 精 一 君
9 番 小野木 英 毅 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
教 育 委 員 長	前 川 啓 一 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
農 業 委 員 会 会 長	竹 下 昌 徳 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 野 幸 雄 君
企 画 課 長	佐 藤 潤 君
会 計 管 理 者	高 倉 明 君

住 民 課 長	田 中 啓 喜 君
福 祉 課 長	吉 村 進 君
施 設 課 長	石 塚 周 二 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
農業委員会事務局長	友 重 誠 一 君
教育委員会教育課長	山 本 芳 博 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	渡 辺 良 英 君

午前 10 時 00 分 開会

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成 22 年第 1 回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員より、平成 21 年 12 月から平成 22 年 2 月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思いをします。

また、教育委員会より、平成 21 年度豊頃町教育事務執行の点検、評価報告書の提出がありました。本報告についてもお手元に配付のとおりであります。ご覧いただきたいと思いをします。

これで、諸般の報告を終わります。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 第 1 回定例会の行政報告を申し上げます。

最初に、南米チリ沖地震に伴う津波対策についてであります。

南米チリで、2 月 27 日午前 3 時 34 分ころ、マグニチュード 8.8 の地震が発生いたしました。この影響により津波が発生する恐れがあるため、2 月 28 日午前 9 時 15 分、緊急全体庁議において津波対策について協議、午前 9 時 33 分、太平洋沿岸中部に津波警報が発令されたため、直ちに対策会議を開くと同時に避難勧告を発令し、大津地区住民並びに海岸線などの釣り人に、防災無線、消防広報車で避難勧告を周知し、職員による大津海岸線、湧洞沼、長節沼、十勝川の巡視や大津港の潮位の状況調査を行うなど情報収集にあたり、避難所においても職員を派遣

し警戒態勢をとってまいりました。

午前１１時に災害対策本部を設置し、津波対策を指示し、対策本部事務局職員を除いて避難所の大津コミセン、大津漁港周辺に職員を派遣しました。

大津コミセンに避難された９８名の方々には、担当職員などによる適切な情報の提供や心のケアサービスなどの対応をしてまいりました。

津波の第１波は、午後２時１２分に潮位２．０８メートル、最大波は潮位が２．７メートルを超え、一時漁港岸壁に乗り上げたため厳重な警戒態勢をとってまいりました。

２月２８日午後１時３６分、津波警報から津波注意報に切りかわったことから、避難勧告を解除し、３月１日、対策本部を解散したところでありますが、引き続き職員による情報収集に当たってまいりました。

住民の皆様におかれましては、大変不安な１日を過ごされましたが、現在のところ大きな被害の報告を受けておりませんが、今後においても防災対策を強化してまいります。

次に、十勝圏消防広域化に向けた取り組みについてであります。

平成２１年８月１９日開催の十勝圏消防広域推進会議以降、事務レベルはもとより、市町村長及び副市長村長会議における協議を経て、現時点での十勝消防の広域化に関する大まかな方向性が示されました。

基本的には、平成２５年１月から運用開始を目途として、一部事務組合方式により帯広圏の市街地に消防本部の中心機能を置くことで方向性を示しており、現在の消防力を低下させることなく、「災害時における初動体制の強化及び統一的な指揮のもとでの効率的な部隊運用」、「消防署の管轄区域の再編による現場到着時間の短縮」、「各本部施設等重複投資の回避による経費の節減」、「組織及び人員規模の拡大に伴う適切な人事ローテーションによる組織の活性化等」が図られることになっております。

あわせて、「アナログ消防・救急無線」の使用期限が平成２８年５月３１日であることから、消防・救急無線のデジタル化を図り、高機能指令センターを核とする集中管理による一体的な出動体制を確保しようとするものです。

しかしながら、広域化本来の目的である統一された基準に基づく人員及び資機材の配置基準見直しにより、現状では自賄い方式により配置されている人員及び資機材の削減についての危機感が小規模自治体により強く、広域人事による職員の町村への定住人口の減少に対する危機感もあり、今後より一層の議論と広く町民の理解を得ることが重要な判断基準となります。

これらも協議の場を通じて、高齢化の進む過疎化の町において、地域住民の生命を守り続けるべく本町としての立場を伝えるとともに、今後の動向については随時議会にも協議させていただきながら、本町としての考えをまとめてまいりたいと考えております。

次に、コミュニティバスの試験運行の結果についてであります。

交通弱者と言われる高齢者等の交通手段を確保するため、１２月１日から２月２６日までの３

カ月間、試験運行をしてみいました。運行方法は、町内を5地区に分け、1地区を1日数往復し、地区によっては幕別駅や十弗駅に接続するよう時間設定をして運行をしてみいました。

その結果、平均利用者は、湧洞・牛首別線10日間の運行で66人、礼文内・豊頃・幌岡線は12日間で126人、二宮・下農野牛線は12日間で71人、統内・礼作別・上農野牛線は11日間で91人、大津・長節・背負線は12日間で110人、大津市街から茂岩市街までを利用された方は4人でありました。

なお、幕別駅までは、統内方面から2人、茂岩から12人、また、市街地区の豊頃駅から豊頃医院までの377人、農村部から市街地区などまで87人の利用がありました。

また、利用者からアンケートを求め、利用目的や運行回数、料金などの調査を実施したところでございます。

高齢者のために、はるにれ通りの要所とバス停に統一したデザインのしゃれたベンチの設置を希望する等の意見もありました。

コミュニティバスを運行することによる患者輸送車への影響については、従来の利用者数とほぼ変わりありませんでした。

去る2月26日、コミュニティバスの試験運行は終了させていただきましたが、以上のことを踏まえ、4月から地域住民の交通手段の確保ができるよう、方法を変えて運行を考えているところであり、詳細につきましては新年度予算提案の際に御説明を申し上げてまいります。

次に、特別養護老人ホームとよころ荘の整備についてであります。

平成21年11月を初回として、豊頃愛生協会理事長を初め理事の方々から数回にわたり、特別養護老人ホームとよころ荘の施設整備に関して要望を受けました。

現在のとよころ荘は、昭和58年度に建設して以来25年が経過し、消防法の改正により平成23年度までにスプリンクラーの設置が義務化され設置工事を行う必要となったこと、さらには施設自体が狭隘で老朽化したことなどから、現施設を50床から30床に減少し、新規に地域密着型小規模特養施設28床を新設しようとするもので、概算事業費はおおよそ2億7～8千万円であります。

現在の補助制度では、福祉空間等整備交付金事業、あるいは介護基盤緊急整備特別対策事業のどちらかが対応となりますが、事業採択を受けられるよう事務を進めているところであります。

なお、町といたしましては、財政の許す範囲で支援をしてみたいと考えております。

以上、行政報告を終わります。

●小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番菅谷誠議員及び4番森一彦議員

を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月17日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成22年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成22年3月4日。

3、調査の経過

(1) 平成22年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成22年3月3日招集告示のあった平成22年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月4日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

また、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定(質疑回数の制限)を適用しない旨を会議に諮るとともに、審議が2日目で終了した場合は3日目を休会とすることとした。

4、調査の結果

(1) 平成22年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月17日を会期最終日とすることとして日程を調整し

た。

イ 一般質問の通告期限は、3月10日午後5時とした。

ウ 請願書の取り扱いについては、平成21年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託することとした。

エ 陳情書の取り扱いについては、平成21年第4回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるべきものとした。

オ 所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月10日に開催するよう日程を調整した。

以上でございます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は報告済みとします。

◎ 議案第12号

●小野木議長 日程第4 議案第12号平成21年度豊頃町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第12号平成21年度豊頃町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

本案は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費の計上並びに各事業の精査などによる減額及び追加補正措置をさせていただくものであります。

初めに、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の計画概要について御説明させていただきます。

国は、明日の安心と成長への緊急経済対策において、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備などを支援するとされたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を創設したことから、本町においても本事業を取り組んでまいります。

別紙配付の予算説明書をご覧願いたいと思います。これに基づきまして、事業の概要について御説明申し上げます。

5款農林水産業費において、農道・明渠排水改良整備1,300万円、7款土木費、2項道路橋梁費において、札作別中央線舗装改修工事など7件3,850万円、同じく7款土木費、3目住宅費において、豊頃南町A団地水洗化工事など2件905万7,000円、7款土木費、5項施設費において、茂岩南区集会施設塗装改修工事などの3件308万7,000円。

次のページをお開き願いたいと思います。

9款教育費、2項小学校費において、豊頃小学校児童用トイレ入口開戸設置など6件597万3,000円、同じく9款教育費、3項中学校費において、豊頃中学校校舎内壁修繕など6件4,733万1,000円、医療施設特別会計において、豊頃医院看護師宿舍改修工事1,039万2,000円、公共下水道特別会計において、管渠改修工事に350万円、これらの事業費合計は27件で1億3,084万円となり、その財源内訳は地域活性化・きめ細かな臨時交付金1億1,285万円、一般財源1,855万5,000円とし、全事業とも平成21年度繰越明許費において事業を施行することとして、一般会計、医療施設特別会計及び公共下水道特別会計に計上するものであります。

施行位置図については、それぞれ添付しておりますので御参照願いたいと思います。

詳細につきましては、予算審議いただくときにそれぞれ担当課長のほうから説明をまいります。

では、一般会計補正予算書により、補正予算の内容について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,113万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,714万9,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。22ページをお開き願います。

議会費から52万2,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費、基金積立金4,969万1,000円を追加。9目電算情報管理費、情報通信基盤整備事業費を繰越明許費に組みかえ、繰越明許費として子ども手当システム導入委託料315万円を追加するなど、これらを合わせて5,035万1,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費において財源内訳の組み替えを行い、4項選挙費において74万7,000円を減額、5項統計調査費において32万7,000円を減額。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費、国民健康保険事業繰出金1,406万3,000円を追加、3目老人福祉費、老人福祉入所措置費120万円、福祉タクシー乗車券交付事業127万円、介護保険事業繰出金108万1,000円を減額、7目福祉バス等管理費、福祉バス・担い手バス運行管理費227万1,000円を減額、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、患者輸送車購入費196万4,000円を減額するなど、合わせて320万9,000円を追加。2項児童福祉費、4目児童措置費において、児童手当扶助費210万5,000円を減額するなど、合わせて354万5,000円減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費、インフルエンザ予防対策費400万円を減額、3目保健指導費、保健指導費委託料扶助費など355万円を減額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、豊頃医院管理費1,039万2,000円を減額、5目清掃費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、旧清掃センター煙突解体工事請負費など486万4,000円を減額するなど、合わせて346万円を減額。2項簡易水道費において、簡易水

道特別会計繰出金 376万1,000円を減額。

5款農林水産業費において、1項農業費において、2目農業総務費、営農機材等高騰緊急支援対策事業費 395万円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、家畜飼養用水緊急支援対策事業補助金など 195万7,000円を減額、3目土地改良総務費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、農道・明渠排水改良整備事業費 1,300万円を追加するなど、これら合わせて 578万4,000円を追加。2項畜産業費において、畜牛導入事業 153万5,000円を減額するなど 169万5,000円を減額、3項林業費において、1目林業総務費、21世紀北の森づくり推進事業補助金 520万6,000円を減額、2目林道整備費、林道開設事業費 104万2,000円を減額するなど、合わせて 606万8,000円を減額。

6款商工費、1項商工費において 25万9,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費において 8万5,000円を追加。2項道路橋梁管理費において、1目道路橋梁維持費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、礼作別中央線舗装改修工事などの工事請負費 3,850万円を追加、2目除雪費 248万2,000円を追加、3目国庫補助道路整備費、地域活性化基盤整備創造交付金事業費 595万円、地方特定道路整備事業費 111万7,000円、建設機械整備補助事業 1,163万5,000円を減額するなど、これら合わせて 2,177万円を追加。3項住宅費において、1目住宅管理費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、豊頃南町A団地水洗化工事請負費など 905万7,000円を追加するなど、902万1,000円を追加。4項河川費において、1目河川総務費、河川維持補修費 270万円を減額など 284万5,000円を減額。5項施設費において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、茂岩南区集会施設塗装改修工事などの工事請負費 308万7,000円を追加するなど 304万5,000円を追加。6項公共下水道費において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、公共下水道特別会計繰出金 350万円を追加するなど 296万6,000円を追加。

8款消防費、1項消防費において 74万9,000円を減額。2項災害対策費において、1目災害対策費、全国瞬時警報システム備品購入費 302万円を繰越明許費に組みかえ、救急排水機場管理費 350万円を減額、これら合わせて 276万3,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、学校情報通信技術環境整備事業備品購入費 238万円を減額するなど、これら合わせて 280万1,000円を減額。2項小学校費において、1目学校管理費、運営管理事業費 117万円を減額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費として、大津小学校体育館フロア改修並びにグラウンド改修工事など 597万3,000円を追加、合わせて 383万円を追加。3項中学校費において、1目学校管理費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、普通教室改修工事など 4,733万1,000円を追加するなど 4,644万2,000円を追加。4項社会教育費において 282万3,000円を減額、5項保健体育費において、2目体育施設費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、総合体育館耐震強度確保工事 157万5,000円を減額するな

ど、合わせて３３５万９,０００円を減額。

１０款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費において１５万９,０００円を減額。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきまして、１１ページをお開き願います。

１款町税、１項町民税に法人町民税７１０万円を追加、２項固定資産税に３８１万３,０００円を追加、３項軽自動車税に１２万１,０００円を追加、４項町たばこ税から５３万円を減額。

９款地方交付税に普通交付税５４０万２,０００円を追加。

１１款分担金及び負担金、２項負担金に６９万６,０００円を追加。

１２款使用料及び手数料、１項使用料に１０５万４,０００円を追加、２項手数料に１０２万４,０００円を追加。

１３款国庫支出金、１項国庫負担金から８８万２,０００円を減額、２項国庫補助金において、３目土木費国庫補助金、地域活力基盤創造交付金事業１,０９５万円を追加、建設機械整備補助事業３９６万２,０００円を減額、４目教育費国庫補助金、学校情報通信技術環境整備事業１５２万１,０００円を減額、５目総務費国庫補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金事業７２０万円を追加、地域情報通信基盤整備事業推進交付金２億１,１００万円を繰越明許費に組みかえ、地域活性化・公共投資臨時交付金３億５,８７０万円から３億８,６３７万６,０００円に変更して繰越明許費に組みかえる。防災情報通信設備整備事業交付金３０２万円を減額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金１億１,２２８万５,０００円、子ども手当準備事業費３１５万円を追加するなど、これら合わせて１億５,１４８万６,０００円を追加。３項委託金から３目消防費委託金、救急排水機場操作委託金３５０万円を減額するなど４４６万８,０００円を減額。

１４款道支出金、１項道負担金から５２万１,０００円を減額、２項道補助金、４目農林水産業補助金、２１世紀北の森づくり推進事業費３２０万４,０００円を減額、５目土木費補助金、河川環境整備特別対策事業２７０万円を減額、合わせて７５４万２,０００円を減額。３項委託金から５５万５,０００円を減額。

１５款財産収入に１項財産運用収入１８０万６,０００円を追加、２項財産売却収入に５６２万５,０００円を追加。

１６款寄附金に４３万円を追加。

１７款繰入金に７１万８,０００円を追加。

１９款諸収入、５項雑入に４６万１,０００円を追加。

２０款町債、１項町債において、２目土木債、地域活力基盤創造交付金事業など２,５００万円を減額、６目総務債において、情報通信基盤整備事業６,３３０万円から３,５５０万円に減額し、繰越明許費に組みかえるなど５,４１０万円を減額するものであります。

次に、６ページをお開き願います。

第２表債務負担行為補正におきましては、平成２１年度農業経営基盤強化資金利子補給を１,

127万3,000円に、一般廃棄物収集運搬業務委託料を8,400万円に、平成21年度農業経営安定資金利子補給を49万1,000円に改め、庁舎及びえる夢館管理業務委託料1,483万7,000円、総合体育館管理業務委託料682万5,000円を追加し、債務負担行為限度額の総額を1億1,795万7,000円に改めるものであります。

次に、7ページをお開き願います。

第3表地方債補正におきましては、一般単独事業債を10万円減額し1,700万円に、過疎対策事業債に5,400万円を減額し1億5,420万円に補正し、地方債限度額総額を4億3,621万8,000円から5,410万円に減額し、3億8,211万8,000円に改め定めるものであります。

次に、8ページをお開き願います。

第4表繰越明許費補正におきましては、第2款総務費、子ども手当準備事業315万円、情報通信基盤整備事業6億3,300万円、これ以降は地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、4款衛生費に豊頃医院看護師宿舎改修事業1,039万2,000円、5款農林水産業費、農道・明渠改良整備事業1,300万円、7款土木費、町道舗装改修事業など4件5,414万4,000円を計上するものであり、8款消防費、北海道防災情報通信設備事業、全国瞬時警報システム購入302万円、9款教育費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、学校施設整備事業など2件5,330万4,000円、繰越明許費の合計を7億7,001万円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

11ページ、1款町税。

(な し)

●小野木議長 2款地方交付税。

(な し)

●小野木議長 11款分担金及び負担金。

(な し)

●小野木議長 12款使用料及び手数料。

(な し)

●小野木議長 13款国庫支出金。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 国庫支出金のところの、5款総務費国庫補助金です。この中で、地域活性化・公共投資臨時交付金ということで3億5,870万円。そして、繰越明許費のところ、同じ項目で3億8,637万6,000円という部分で、先ほど課長のほうから変更されたというお話でござ

ざいますけれども、変更された理由は何だったのでしょうか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 今の御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、地域情報通信基盤整備推進交付金とその補助裏となります地域活性化・公共投資臨時交付金のその関係の中で、総事業費が6億3,300万円想定をさせていただいております。そのうち、地域情報通信基盤整備推進交付金2億1,100万円、その補助残4億2,200万円に対しまして、公共投資臨時交付金が交付されるわけでございます。

当初、交付率を85%ということで想定をさせていただきまして、3億5,870万円ということで推移してまいりましたが、最終的に決定を見ましたのが3億8,637万6,000円ということで、補助残に対しまして約91.5%の交付率ということで交付率が変更になっておりますので、本町にとっては幸い2,767万6,000円の増ということで推移した結果でございます。

以上であります。

●小野木議長 先に進みます。

14款道支出金。

(な し)

●小野木議長 15款財産収入。

(な し)

●小野木議長 16款寄附金。

(な し)

●小野木議長 17款繰入金。

(な し)

●小野木議長 19款諸収入。

(な し)

●小野木議長 20款町債。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

22ページ、1款議会費、1項議会費。

(な し)

●小野木議長 2款総務費、1項総務管理費。

(な し)

●小野木議長 3 項戸籍住民基本台帳費。

(な し)

●小野木議長 4 項選挙費。

(な し)

●小野木議長 5 項統計調査費。

(な し)

●小野木議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(な し)

●小野木議長 2 項児童福祉費。

(な し)

●小野木議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(な し)

●小野木議長 2 項簡易水道費。

(な し)

●小野木議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

説明第 1 号、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第 1 号農道明渠改良整備事業の施行について。

平成 21 年度に繰越明許費において、農業基盤の重要な役割を担う幹線明渠及び農道の補修を行うため、第 5 款農林水産業費に計上しております。

事業内容といたしまして、別添の予算説明書 1 ページから 4 ページの事業施行箇所をご覧くださいと思います。

農道につきましては、二重丸で位置を囲んでございます。事業内容といたしまして、農道の砂利補修及び幹線明渠排水の掘削、排水管の布設替えなどを行うもので、農道につきまして、統内東 3 4 号農道ほか 7 路線、幹線明渠排水では統内東 3 4 号明渠ほか 1 8 路線となっております。

この事業にかかる予算は 1,300 万円であります。よろしく御審議願います。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 先に進みます。

2 項畜産業費。

(な し)

●小野木議長 3 項林業費。

(な し)

●小野木議長 6 款商工費、1 項商工費。

(な し)

●小野木議長 7 款土木費、1 項土木管理費。

(な し)

●小野木議長 2 項道路橋梁費。

説明第 2 号、石塚施設課長。

●石塚施設課長 平成 21 年度繰越明許費において、次のとおり地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業により町道改修事業を行うものでありまして、別添の 5 ページから 8 ページまでの位置図を御参照いただきたいと思います。礼作別中央線舗装改修工事、舗装延長が 500 メートル、幅員 4 メートル、事業費は 500 万円。

次に、大津栄通り舗装改修工事、舗装延長が 350 メートル、幅員 5.5 メートル、事業費が 600 万円。

次に、豊頃 8 号線舗装改修工事、舗装延長が 350 メートル、幅員が 5.5 メートル、事業費が 500 万円。

次に、茂岩東 1 条通り舗装改修工事、舗装延長が 450 メートル、幅員 5.5 メートル、事業費が 750 万円。

次に、安骨線舗装改修工事、舗装延長 615 メートル、幅員 5.5 メートル、事業費が 650 万円。

次に、長節海岸線舗装改修工事、舗装延長が 350 メートル、幅員 5.5 メートル、事業費が 400 万円。

次に、十弗東 2 線舗装改修工事、舗装延長が 530 メートル、幅員 4 メートル、事業費が 450 万円。

事業費の計が 3,850 万円でございます。

以上でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 先に進みます。

44 ページ、3 項住宅費。

(な し)

●小野木議長 4 項河川費。

(な し)

●小野木議長 5 項施設費。

(な し)

●小野木議長 6 項公共下水道費。

(な し)

●小野木議長 8 款消防費、1 項消防費。

(な し)

●小野木議長 2 項災害対策費。

(な し)

●小野木議長 9 款教育費、1 項教育総務費。

(な し)

●小野木議長 2 項小学校費。

(な し)

●小野木議長 3 項中学校費。

(な し)

●小野木議長 4 項社会教育費。

(な し)

●小野木議長 5 項保健体育費。

(な し)

●小野木議長 10 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費。

(な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7 番長谷川議員。

●7 番長谷川議員 歳出に係ると言いましょうか、新しくきめ細かな臨時交付金という名目で国のお金が出ていると思うわけです。これは、もちろん政権交代の影響だと思えますけれども、今までの方式とはがらっと違うわけですね。このことにつきまして、違和感といいましょうか、今のところ問題はないのかと。一地方行政において問題がないのか。

それから、将来的って、これは全くわからないわけですが、臨時交付金というのは臨時ですから、そのシステムはどういうふうになっているかということと、それは心配がないのか。いつまでも地方の要望にこたえてもらえるのかというような、これはうちの行政の長に聞いてもわからないことですが、その辺についての考えといいましょうか、それについてお伺いをいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 新政府になりましてから、こういう形で地方に資金が流れてきているわけです。今までですと、ある程度当初予算から組まれていましたけれども、新政府になりまして、旧政府の補正と新政府のものの考え方、実際は町村に流れてくる金については、新しい政府になったために地方を重視したというか、今、地方主権、さらには地方分権等々で非常に地方にそういった意味では手厚く資金が流れてきております。

今、長谷川議員の御質問のとおり、将来にわたっては私も先が見えないですが、こと

し、新年度等々についてはこういう形で資金が流れてくるのではないかというふうに思っております。

したがいまして、今まで予算を組む場合については、当初から財政調整基金を取り崩したり、ある程度切り詰めましたが、最近は非常にそういった地方の公共的施設に対する整備等について、地方に手厚く資金が来ておりますので、そういった意味では非常に予算が組みやすいということになっております。

ただ、いつまで続くか、これから先はどうかということは全く見通しがつきません。したがいまして、この制度のあるうちに、できるだけ町内の公共施設の整備を取り進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 ちまたで言われているのが、例えば子ども手当だって多分財源不足で満度に払えないでしょうと。これは素人の見方だってあるわけですね。ちょっと関連ですけれども、まずいですかね。

●小野木議長 長谷川議員に申します。この一般会計補正予算に準じて質問をお願いします。

●7番長谷川議員 今、町長が言われたように、一つ一つの問題について今のうちというようなことでしたね。予算をいただくということは。ただ、今のうちといいましても、期限というものは長期的というか、安易なものではないと思うわけですよ。それこそ次の参議院選挙のあったときとか、そういうときにがらっと変わる要素があるというふうに私は思うわけですね。ですから、それについての町の一般の予算の考え方というのは、どういうふうに思っているのでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、関連で御質問がありました子ども手当等につきましては、これから先まだちょっと不透明な部分がありますし、今、町としては児童手当等で10分の1並びに10分の2を負担しておりますが、それらの資金、名前の組みかえについては、ちょっと見通しがまだつかないような状況です。

それから、ただいま申し上げましたきめ細かな政策につきましては事業項目がございまして、その事業項目に適するものだけ該当されております。福祉、教育、一般施設等については大体網羅されておりますので、したがいまして、本来ならば町の一般財源を導入して整備するところがありますけれども、今そういう事業に乗りまして、できるだけ町内の公共施設の整備を進めて、できればそういった一般財源を投入しないで、一般財源をできるだけ基金のほうに積みたい。したがいまして、基金も減らないで、豊頃の場合は若干ふえておりますので、国の事情が変わった場合について、どうしても町村でみずからやらなければならないものについては今まで積み立てたものを利用して、できるだけ町民に迷惑をかけない、生活に無理をかけないことを念頭に入れ

て財政運営をしたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 今回の補正予算についての内容が説明されて、この資料も非常に内容的にきめ細やかに文字どおりになっているなというふうに感じております。

年度内において、本当にきめ細やかに本町にこれだけの内容、1 億 3, 0 0 0 万が出るということについては、非常に喜ばしい、非常によかったという印象を持っているわけです。

その辺で町長にお聞きしたいのですが、今本町の一般の業者の経済状況は、仕事不足でデフレだということもあって、さて、それでは町外に産業を探してやるというとなかなか難しい状況で、そういう意味では、救済事業として非常にこれはいいという思いがします。

したがって、これをできるだけ執行を早めるという考えはないのか、いつごろを目途に見たらいいかということをお聞きしたいのですが。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 当然繰越事業でございますので、各課ではそれぞれ準備をしております。

したがいまして、事業によりましては雪が解けないとなかなか事業は発注できませんけれども、今、御指摘のとおりできるだけ雪が解けましたら工事を発注し、できるものは地元の業者のほうにお願いしながら、そして発注の際にはあくまでも雇用促進をお願いしておりますので、今後もそういった形で地元の方が雇用できるような現場をつくっていただきたいということで取り進めたいと考えています。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 非常にそのようなことで、関係者は若干なりともこの件についてかかわれるものがあれば安堵するのではないかなと思います。

もう一つ、今、町長が、雇用、就労その他についても、各業者は新年度に向かってどうすべきかと。いわゆる採用すべきかどうか、あるいは正規を非正規にするのかというようなところも本町であるようです。

そういうようなことからちょっとお聞きしたいのですが、実は本町の出身者の一番学区制で近い池田高校に私は実態を調査させていただきました。新卒の中で、本町の出身者は男女合わせて 1 4 名ぐらいおります。その中で、就職内定者は 9 9 % です。ところが、残念ながら、あとの 1 % が本町にお住まいの方なのです。そういうような方で、これは男女とも 1 % あるようです。これについて、行政として、あるいは経済団体としてどうなのかという逆質問がありました。

そんなことから、できるだけ行政としては、広報でもそういうようなことで募集をしているようだから、できればそういうようなものに応募されたらいいと、私は個人的にそう思いますというようなことが一つの例です。

建設業は本町において非常に高いウエートを占めています。今回の予算は地域活性化について

即効果があるので、正確な見通しを得たいというようなことが要望として非常に強いようです。これは町長も協会ですれらの話を聞いていらっしゃるようですが、そういう意味から、本当にわずかな数字の方なのですが、それを受け入れる、正規では難しいのですが、臨職、あるいは民間では見習いと言うのですが、そういうようなものを行政として、これは就労の確保というか、新卒者に特にそういう場を与えたいという考えがおありかどうか、その辺のお考えをお聞きました。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最初に新規採用ですけれども、今、十勝の町村会では新しく採用する場合については町村会を取りまとめ、公開をした採用試験を行っており、その後、第1次試験に受かった者については各町村で面接をしております、私の町でも面接をしまして、第1回目の面接では適切な方がおりませんけれども、2回目の面接で人員を確保したところでございます。

今、町では臨時職員を募集しております、その募集には今現在内容を見ますと、新卒で1名応募されている方がいらっしゃいます。ただ、非常に残念なのは、男女平等均等雇用法ですか、以前できたもので、男子女子と区別して採用できないものですから、例えば雑務的なもので女性が欲しくても、女性1名という表示ができないものですから、男の方、女の方が応募してくる。そういった中で、どうしても私も、男子が欲しいんだ、女子が欲しいんだとなれば、その面接で多少はねられる場合があるわけです。本来であれば、男子何名、女子何名という形をとればいいのですけれども、今の法律ではそれが公共団体はできないことになっておりますので、やむを得ないかなと。

今、大崎議員おっしゃったとおり、募集してきた方については、もちろん地元の方をとってあげたい。そして、もし採用された場合でも、地元に住んでいただきたいという方で、できるだけそういった意味で採用窓口を広げたいというふうに考えております。

また、公共事業等々につきましては、通常、予算が通れば、予算書は公開ですので、それぞれ専門的な分野の方が見れば、自分たちの仕事についてはどれが大体協力できるかなという形になりますから、予算が通ればおのずからそういったものが把握できるのではないかなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、できるだけ地元雇用を優先して頑張りたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありますか。

1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 除雪費について伺います。

よく道道なんかには夜間の除雪はいたしませんというような表示があります。それがどのような形の表示なのか、緊急的なものに対しての除雪はどのような体制とするものなのか、その辺を

詳しく教えていただきたいなと思います。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 02 分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 お答えします。

道路につきましては、既に藤田議員おっしゃるとおり、真夜中の除雪は出動させないということで、これは道の方針として全道的にやっておられるようです。

それで、町においても、町の基準といっても例年と同じで、10センチ以上の降雪があった場合については全線除雪車両をまわそうと。ただ、前回も申し上げましたとおり、豊頃町は広いものですから、茂岩で5センチでも大津海岸線では10センチ、統内の高台では15センチある場合がございます。これらについては随時パトロールをして、雪の多い一般交通に支障を来す場合については、地区ごとに柔軟に対応しながら除雪体制を組んでいるところですが、できることなら降っている最中に2回も3回もまわすということではなくて、今、天気予報システムが発達しておりまして、ある程度の時間やむということであれば、ある程度の時間を持ちながら除雪車両出動の指令を出しているところでございますけれども、行政区によっては町内通勤者の方もおられるので、なるべく早くという御要望もありますけれども、それらを勘案しながら除雪車両の指令を出しているところです。

以上です。

●小野木議長 1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 いろいろな形で除雪が行われているわけですが、先ほどの答弁の中で夜間については除雪ができないというようなことでございますけれども、ただ、緊急の場合があるかと思います。それについてはどのような形で、町道を含めて除雪をするのか。また、どう対応するのか、お伺いします。

●小野木議長 藤田議員に申します。具体的にどういう例があるのか御質問してください。

1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 例えば、急病患者が出た場合、そういうようなことが想定されます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 御承知のとおり、町道の除雪については、私の町では他町村に負けないぐらいすばらしい除雪を今まで進んでおります。それによって経済負担も多いときは4、5千万かかっておりまして、先ほど御指摘のとおり、できるだけ夜間は降っているときについては、ある程度雪がおさまった段階でないと経済的に負担が多いものですから。

ただ、今言った緊急の場合、それから雪の中で車が埋まったとか、そういう場合については

消防等々に連絡いただいて担当課に連絡すれば、もちろんその現場へ行って対応いたします。特に病気等については、消防に連絡していただいたら、除雪でもし入れない場合については消防から私どもの町のほうに連絡して除雪体制に入りたいというふうに考えております。

ただ、用を足しに夜出かけて、遅く帰ってきてという場合はなかなか私どもでも一定のルールがございますので、その辺は各自天気予報を見ながら外出されることが好ましいかと思います。よろしくお願いいたします。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 34 ページを見てください。その中で、繰出金という項目がございますよね。これは豊頃医院の管理費を35万円ほど見てございます。これは計画にはなかったのですよね。計画にあったのは運営費という形であったのですよ。ですから、これを新しく管理費という項目で設けたという考え方でよろしいのですか。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 施設運営の関係で、運営費があるわけでありましてけれども、新型インフルエンザが非常にはやったものですから、その一部をパーティションで隔離をするということで、一部病院の改修費の部分での管理費を実は一般会計のほうから医療施設会計のほうに繰り出すということで見させてもらってございます。

●小野木議長 3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 今日までは、そうすとなかったということですね。だから、平成21年の一般会計予算の中にはこれは入っていないのですよ。改修費の中でというお話でしたね。改修費の中で、管理費というのはどういう位置づけなのですか。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 35万9,000円の部分でありますけれども、実は医療施設会計の修繕費という部分で46万6,000円みてございます。この46万6,000円というのは、先ほどお話ししましたように外来患者用のための診療する場所をつくるということで、修繕費で見せていただきました。

ところが、46万6,000円のうち、前年度から繰り越している繰越金が10万7,000円ございます。それを一部充てて、残り35万9,000円が足りなくなるものですから、それを今回病院の管理費ということで一般会計から繰り出すということで御理解を願いたいというふうに思います。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 前年度と言うと平成20年度ですね、そういう考え方でしょう。その中で、いわゆる繰越金で今まで10万7,000円ありましたよと。それを充てて、46万6,000円なかったのですけれども、10万7,000円差し引いて、その中で35万9,000円の出費を今回出したということでしょう。これは決算終わっているよね、20年度は。決算終わっているのだよ、20年度は。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 9月に決算は終わっておりますけれども、予算上については見てございません。今回、補正があったものですから、この繰出金を予算に反映をさせたということでございます。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、石田副町長。

●石田副町長 今、菅谷議員から御質問ありましたが、大変申しわけないと思っております。

この事業は、新型インフルエンザの関係で、病院の診療室がインフルエンザ対応の診療室ではないということで、これを新たにつくりたいという話がありまして、平成21年度に手をかけてやったものでありまして、その部分で今補正をさせていただいておりますが、先ほど菅谷議員が質問されたように、医療施設会計におきましては一般会計からの繰り出しをしております。豊頃医院運営費、それから大津診療所、歯科診療所がありますが、それぞれ施設の管理費に係る繰出金もあわせて予算で計上して見ております。

特別会計、後ほどまた説明をさせていただくようになりますが、今話された医院に対する運営費と管理費と二つございまして、それぞれ見ております。前年度の繰り越しのお話がありましたが、これにつきましては決算が終わりまして今回3月に10万7,000円の補正をさせていただいております。ただ、今言われた運営費と管理費については、それぞれ予算を措置しております。今回載せていただいたということでもあります。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 今のお話については了解せざるを得ないのかなという考え方でございますが、その下に大津の診療所の管理費3万円、これも三角で出ているのですよね。これは予算がありま

すよ、だけれども予算が3万円で3万円戻ったということは使っていないということですよね。また、22年度の予算の中でも3万円予算を見ているのですよ。こういうやり方というのは、本当にこれでいいんですか。普通は使っていなかったら、次年度の予算で見ないはずでしょう。利用しなかった理由が単年度だけなのかどうか、それだけお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

病院は町立病院でございますので、施設にかかる維持管理は管理費で出しております。それから、医者をお願いしているものは医療費関係ですね、それは普通の運営費で出しております。

通常は、小破修理ということで、予算を3万、5万見ております。万が一、ちょっとしたものが壊れた場合には、その予算の中で。今の大津の3万円は、全くその小破修理がなかったので落としまして、新年度はこの金額を計上しています。

今言った町立病院のほうについては、インフルエンザで特に間仕切りが必要だったものですから、現計予算よりもかかるものですから予算計上した経費でございますので、よろしくお願いいたします。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

次に、6ページ第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページ第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、8ページ第4表繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

11時半まで休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第13号

●小野木議長 日程第5 議案第13号平成21年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第13号平成21年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,982万2,000円と定めるものであります。

このたびの主な補正は、医療費の増加分と予算執行残額などの精査に伴う補正であります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書10ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費にシステム改修委託費として12万6,000円を追加するなど、合わせて3万1,000円を追加。2項運営協議会費から予算精査により12万円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費に一般被保険者療養給付費に1,600万円、退職被保険者等療養給付費に40万円をそれぞれ追加し、審査支払手数料を13万円減額するなど、合わせて1,627万円を追加。4項出産育児諸費から出産育児一時金を216万円減額。

7款共同事業拠出金から高額療養費拠出金142万9,000円、保険財政共同安定化事業拠出金658万4,000円をそれぞれ減額し、合わせて801万3,000円を減額。

8款保健事業費、1項特定健診審査等事業費から特定健康診査等負担金52万4,000円を減額するなど、合わせて70万8,000円を減額。2項保健事業費から予算精査により7万4,000円を減額。

10款諸支出金に一般会計繰出金として64万円を追加するものであります。

この歳入に要する財源として、6ページ歳入をご覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に194万4,000円を追加。2目退職被保険者等国民健康保険税に75万2,000円を追加するなど、合

わせて269万6,000円を追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金から療養給付費負担金421万8,000円、高額医療費共同事業負担金35万8,000円、特定健康診査等負担金10万円をそれぞれ減額し、合わせて467万6,000円を減額。2項国庫補助金から普通調整交付金2,588万6,000円、特別調整交付金141万9,000円をそれぞれ減額し、出産育児一時金補助金として6万円、高額医療制度円滑運営事業費補助金として5万4,000円をそれぞれ追加、合わせて2,719万1,000円を減額。

4款療養給付費交付金に、退職者の療養給付費の増加による療養給付費交付金として108万円、後期高齢者支援金交付金として211万3,000円をそれぞれ追加し、合わせて319万3,000円を追加。

6款道支出金、1項道負担金から高額医療費共同事業負担金35万8,000円、特定健康診査等負担金10万円をそれぞれ減額し、合わせて45万8,000円を減額。2項道補助金から普通調整交付金665万2,000円を減額し、特別調整交付金に373万7,000円を追加するなど、合わせて291万5,000円を減額。

7款共同事業交付金に高額医療費共同事業交付金に478万7,000円、保険財政共同安定化事業交付金に1,626万7,000円をそれぞれ追加し、合わせて2,105万4,000円を追加。

9款繰入金に一般会計繰入金として1,406万3,000円を追加。

11款諸収入に療養給付費等返納金として10万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款国民健康保険税。

(な し)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(な し)

●小野木議長 4款療養給付費交付金。

(な し)

●小野木議長 6款道支出金。

(な し)

●小野木議長 7款共同事業交付金。

(な し)

●小野木議長 9款繰入金。

(な し)

●小野木議長 11 款諸収入。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

10 ページ、1 款総務費。

(な し)

●小野木議長 2 款保険給付費。

(な し)

●小野木議長 7 款共同事業拠出金。

(な し)

●小野木議長 8 款保健事業費。

(な し)

●小野木議長 10 款諸支出金。

(な し)

●小野木議長 次に、歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 14 号

●小野木議長 日程第6 議案第14号平成21年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第14号平成21年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,809万2,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴う補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書10ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、2項徴収費に印刷費として5,000円を追加。3項介護認定審査会費から予算精査により2万3,000円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費に1目居宅介護サービス給付費に434万1,000円を追加、2目地域密着型介護サービス給付費から611万1,000円を減額、3目施設介護サービス給付費に596万1,000円を追加、5目居宅介護住宅改修費に31万2,000円を追加、6目居宅介護サービス定額給付費に128万3,000円を追加するなど、合わせて578万6,000円を追加。2項介護予防サービス等諸費から、1目介護予防サービス給付費から102万4,000円を減額、2目地域密着型介護予防サービス給付費から355万6,000円を減額、3目介護予防福祉用具購入費に7万円を追加、4目介護予防住宅改修費に7,000円を追加、5目介護予防サービス計画給付費から11万4,000円を減額するなど、合わせて461万7,000円を減額。4項高額介護サービス等費に高額介護サービス費として110万8,000円を追加、5項特定入所者介護サービス等費に介護サービス費として31万1,000円を追加し、介護サービス費予防費から8万円を減額し、合わせて23万1,000円を追加。6項高額医療合算介護サービス等費に介護サービス費165万8,000円、介護予防サービス費3万5,000円をそれぞれ追加し、合わせて169万3,000円を追加。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費から生活機能評価委託料から7万5,000円を減額、2項包括的支援事業・任意事業費から介護予防サービス計画作成委託料52万5,000円、家族介護用品支援費5万円などそれぞれ減額し、合わせて57万5,000円を減額するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ歳入をご覧ください。

1款介護保険料から第1号被保険者介護保険料現年度分を384万4,000円減額するなど、合わせて381万8,000円を減額。

2款使用料及び手数料から介護予防サービス計画手数料を64万2,000円減額。

3款国庫支出金、1項国庫負担金から介護納付費負担金を83万3,000円減額、2項国庫

補助金に介護給付費調整交付金に346万9,000円を追加し、地域支援事業交付金を7,000円減額するなど、合わせて346万3,000円を追加。

4款道支出金、1項道負担金に介護給付費負担金として26万3,000円を追加、2項道補助金から地域支援事業交付金4,000円を減額するなど、合わせて3,000円を減額。

5款支払基金交付金から介護給付費交付金135万3,000円、地域支援事業支援交付金8,000円をそれぞれ減額し、合わせて136万1,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金から一般会計繰入金を108万1,000円減額、2項基金繰入金に介護給付費準備基金繰入金として730万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金として24万5,000円をそれぞれ追加し、合わせて754万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款介護保険料。

(な し)

●小野木議長 2款使用料及び手数料。

(な し)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(な し)

●小野木議長 4款道支出金。

(な し)

●小野木議長 5款支払基金交付金。

(な し)

●小野木議長 7款繰入金。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

10ページ、1款総務費。

(な し)

●小野木議長 2款保険給付費。

(な し)

●小野木議長 18ページ、3款地域支援事業費。

(な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 歳出の件ですが、ページ数を申し上げます。12 ページの保険給付費、2 款です。

12 ページのところの内容を説明いただきたいのですが、ここでは居宅介護住宅改修費というのが31万2,000円、これはどこで何をどのような内容で改修するのかなというところをわかりやすく説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 具体的に何件という数字は答弁できませんけれども、基本的には介護を要する方、1 級から5 級までございますが、その方が住宅の一部を改修するという場合において、この介護給付費という形で一部助成をしてあげている制度でございます。

今回補正をしておりますのは、4 月から12 月までの8 カ月間分を支出しておりまして、残りの3 カ月分をその平均で今回補正をさせていただいたということでありまして、その額がこれから幾ら出るのかというのは現在のところわかりません。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 21 年度の年度内の補正予算です。ですから、これが今の課長の説明ですと、4 月から12 月までの件数をつかみであったということの解釈でいいですか。そうしますと、非常にその辺の予算のとらえ方と執行というものはぼやけてしまいます。そういうような執行なんというのは、予算計上もあり得ない。その辺の明確な説明がないと、金額はこの31万2,000円というそう大きいものではありませんが、今の説明では件数もわからない、そしてこの金額は出てきたらどうするという問題になってくると、これは今回の補正予算というのは追加予算と減額予算で、この21 年度の区切りをきちっとしようという意味じゃないですか。その辺の解釈を私はそうしています。

したがって、今の説明ではやはり不足ではないかなと思いますので、もう少し詳細に明確に説明していただいたほうがいいと思います。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 私の言い方がちょっと足りないのかもしれませんが、既にこの補正予算をつくるというか、それまでに既に支払った額でございますが、それは82万5,840円ございます。実は、この部分を先ほど言いましたように、1 カ月の平均の部分で割り返して残りの月数を補正予算させていただいているということでございます。その額が31万1,840円ということでございます。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午前 11 時 53 分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 ただいま事務職員のほうに確認をいたしまして、現在、申請されている額が 2 件で 31 万 2,000 円ということでございます。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 非常にそのことが大事だったのですね。

ということは、先ほどの課長の説明では、この住宅改修というのは非常に私は前向きでいいと思っているのです。だから、先ほど実績を最初に聞けばよかったのですが、この提案されたものの金額だけをお聞きしました。

4 月から 12 月まで、今、答弁であったように金額が出ています。何件出ています。そうすると、4 月まであと残り 3 カ月ですね、この 3 カ月を割り出したら、平均このぐらいの金額が 31 万 2,000 円ですよというのが提案の正確な説明の仕方だと思っているのですね。

ですから、そういう意味で、私の聞き方も明確でなかったのかもしれませんが、課長がそういうとらえ方をしている予算編成というのは、そうではないということを指摘したのです。だから、今の答弁で、きょうはお聞きになっている人もいらっしゃると思いますが、同じ質問を 3 回しか私はできません。その 3 回の中で明確に町民もわかるように、議会の議員もわかるように、最後に説明したものをきちっとそういう流れで説明してもらおうとわかりやすい。

今後、22 年度の予算も、11 日、12 日に両日かかります。そのときにもこの住宅改修費というのはまた提案されると思いますが、そういう意味からとらえて真摯に厳格に議論をしていきたいというふうに思いますので、その辺の考え方、最後に町長に一言姿勢をお聞きしてこの質問を終わります。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいま大崎議員の申すとおりでございまして、私どもの事務方のほうで連絡徹底が十分な回答ができないことについては大変申しわけなく思っております。

今後は十分そういった意味で反省しながら、各課に共通してきちっと答弁できるように指示してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

午前11時57分 休憩

午後01時00分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第15号

- 小野木議長 日程第7 議案第15号平成21年度豊頃町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

- 吉村福祉課長 議案第15号平成21年度豊頃町老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ933万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査による補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書7ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費から、共同電算処理料3万4,000円を減額。

2款医療諸費から、予算精査により50万7,000円を減額するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧ください。

1款支払基金交付金から医療費交付金27万5,000円、審査支払手数料交付金5,000円をそれぞれ減額し、合わせて28万円を減額。

2款国庫支出金から、老人医療費負担金18万2,000円を減額。

4款繰入金から、一般会計繰入金7万9,000円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、1 款支払基金交付金。

(な し)

●小野木議長 2 款国庫支出金。

(な し)

●小野木議長 4 款繰入金。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、1 款総務費。

(な し)

●小野木議長 2 款医療諸費。

(な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 16 号

●小野木議長 日程第 8 議案第 16 号平成 21 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第16号平成21年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,293万1,000円と定めるものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書7ページ、歳出から御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金から、保険料等負担金159万4,000円を減額するなど、合わせて172万5,000円を減額。

3款諸支出金に、一般会計繰出金として7万8,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料から、現年課税分159万4,000円を減額。

2款繰入金から、一般会計繰入金15万円を減額。

5款広域連合支出金に、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として9万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款後期高齢者医療保険料。

（ な し ）

●小野木議長 2款繰入金。

（ な し ）

●小野木議長 5款広域連合支出金。

（ な し ）

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ な し ）

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（ な し ）

●小野木議長 3款諸支出金。

（ な し ）

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

- 小野木議長 日程第9 議案第17号平成21年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

- 吉村福祉課長 議案第17号の補正予算を説明する前に、字句の訂正をお願いしたいと思います。

表題の平成21年度豊頃町医療施設特別会計予算となっておりますが、この特別会計の次に補正を加えていただきまして、豊頃町医療施設特別会計補正予算としていただきたいと思います。

それでは、議案第17号平成21年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,220万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃医院敷地内に建設した看護師宿舎1棟4戸を1棟2戸に改修する工事費と、豊頃医院内に発熱外来患者専用の診察室を設置するための修繕費などを補正させていただきました。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書8ページ、歳出から御説明いたします。

1 款 医院費に、発熱外来患者専用の診察室を設置するための修繕費として46万6,000円、看護師宿舎改修工事費として1,039万2,000円をそれぞれ追加し、合わせて1,085万8,000円を追加。

2 款 診療所費から、診療報酬60万円を減額するなど合わせて63万円を減額。

3 款 歯科診療所費から、診療報酬300万円と業務備品10万円をそれぞれ減額し、除排雪委

託料として10万円を追加し、合わせて300万円を減額するものであります。

この歳出に要する財源は、7ページ、歳入をご覧ください。

2款繰入金に、一般会計繰入金として1,072万1,000円を追加。

3款繰越金に、前年度繰越金として10万7,000円を追加。

4款諸収入から、大津診療所の診療報酬収入を60万円、歯科診療所の診療報酬収入を300万円それぞれ減額し、合わせて360万円を減額するものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費、1款医院費、1項医院費、事業名は地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、豊頃医院看護師宿舎改修工事であります。翌年度に繰り越す額は1,039万2,000円であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ、2款繰入金。

(な し)

●小野木議長 3款繰越金。

(な し)

●小野木議長 4款諸収入。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

説明第3号、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 説明第3号地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の施行について御説明いたします。

平成21年度繰越明許費において、次のとおり地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を施行することとし、医療施設特別会計に計上いたしました。

事業概要であります、裏面の下から3行目の事業内容は、豊頃医院看護師宿舎改修工事であります。その豊頃医院看護師宿舎は、平成元年に1,880万7,000円で新築し、平成2年度から豊頃医院の看護師宿舎として利用され、平成13年度までの単年度入居稼働率は65%から100%を維持しておりましたが、その後、入居者が減少し、平成20年度からは入居者がなくなり遊休施設となっております。

入居されない理由としては、1戸当たりの建坪面積が約8坪と大変狭いということが考えられ

ます。このことから、このたび地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を活用し、1棟4戸を1棟2戸に改修し、高齢者や母子家庭等の経済的負担を軽減するための低家賃住宅とするものであります。

改修に要する事業費は、1,039万2,000円であります。

工事を施工する位置図は、9ページをご覧願いたいというふうに思います。

看護師宿舎は、豊頃医院の敷地内にございまして、病院の西側に今建ててございます。さらに、下段には1棟4戸を1棟2戸とする平面図を添付させていただきましたので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 当初、平成元年に1,700万強の予算でこれだけの施設を建築した目的はわかりました。しかし、その後の利用頻度がそのように下降気味だということと、新たな政策といえますか、本町の政策として、住宅政策をこれに変えるというような意味で理解をしたのですが、このことについて将来的に豊頃医院の名称そのものを使わせてもらいますが、看護師確保のための施設ということや、あるいはスタッフの厚生施設という趣旨が十分にこれは理解を受けて新築をされたものだというふうに思うわけです。

そうしますと、本町の今説明あった内容からいきますと、1棟2戸にこれを圧縮するというような計画のようですが、もし将来的な医療施設の、今、住民が希望している入院だとか、あるいは一時休養というのですか、軽微な疾病者に対してはそれらの希望というのが町民から出ているようにも聞いているのですが、それに対する看護師増員とかが生まれることも予想されます。

したがって、そういう意味合いから、この住宅政策の一環として改修をするということについて、今後の医療施設の将来的なものをその時点で発生すれば対応されるべきだと思いますが、どのように理解していったらいいのかということを町民にわかりやすく説明するとすれば、どう説明していただけるかというところをお伺いしたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 御承知のとおり、現在私どもの町立病院については、過去に19床の入院可能でありましたがけれども、今、法整備によりまして入院ができなくなり、さらに病院そのものが看護師さんが多く必要でなくなったのが昨今の事情でございます。したがって、今後は、現在看護師さんがおりますけれども、現在の段階では町内にいる方、家族のある方で十分対応できます。

したがって、先ほど課長から説明したように、せっかく当時は看護師として4戸入れる住居を持ちましたけれども、非常に狭隘で現代風ではない、本当に狭い一時的なしのぎということで、病院とも協議した結果、今後そういう形についてはまず使うことはほとんどないというような回答をいただきました。したがって、せっかく空いているところをもうちょっとお金をか

けて、老人なり母子家庭等々の低家賃等で利活用したいと。心配されて、今後もし看護師さんが入れかわるような形になって住宅等が必要なときについては、町が責任を持って公営住宅等を世話をするような形になろうかと思います。

いずれにいたしましても、効率よい施設の運用を図るには少し手を加えて、お年寄り等々を入居させたほうが利便性がいいかなというふうに考えております。

先ほど言われました看護師等につきましても、今の段階では病院側としては対応できるということで、住宅が要らないという現状でございます。

これからどういう形で医療施設、利活用になるかわかりませんが、今後は病院の2階等とも過日お話ししたとおり空いておりますので、これからまたいろいろと利用できるよう方法で検討していきたいというのが現状でございます。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 町長の今後の対応については、そのように理解をしていきたいというふうに思っております。

ただ、これは幸いというか、地域活性化のきめ細かな臨時交付金を支出するわけですが、このときに現状をどのように担当者はとらえているのか、その辺のこともあわせて、せっかくですからこの敷地内にある病棟の改修、この看護師施設も含めて、このように聞いている内容があるのですが、それはとらえているかどうかというところの確認をあわせていたします。

本町では、昨年度からこの庁舎並びに文化施設、いわゆるえる夢館、これらについてオストメイトトイレが設置されました。ところが、一番大事な町立病院にこのオストメイトトイレがない。現状を聞きますと、オストメイトを使用するトイレの面積はあるのですが、それらが配慮になっていないと。患者もいらっしゃいました。その患者の話でも、従来はバリアフリーにしてトイレは改修していただいたのだけれども、オストメイトがないというようなことがあるので、ついでにこれらのことも検討いただければ、これは非常にそういう患者は助かるのではないかなというところで、実際施設も私は見てきましたが、そのような状態でありましたので、できればその辺の今後のことの課題でも結構なのです。その辺の考え方もあわせて、この看護師宿舎改修にあわせた考え方もお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、オストメイトのトイレにつきましては、大津支所と庁舎内がございます。特に旅行されている方、また、本町に用事のある方でそういう施設を必要とする場合については、現状で対応できますけれど、このことについては、病院の方と正直言って協議はまだしたことはないのです。

今後、病院の担当者と十分協議をして、もしそういうものが需要であれば積極的にうちのほうから指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 先に進みます。

2 款診療所費。

(な し)

- 小野木議長 3 款歯科診療所費。

(な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、4 ページ、第 2 表繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これら、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 18 号

- 小野木議長 日程第 10 議案第 18 号平成 21 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第 18 号平成 21 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億707万9,000円と定めるものであります。

補正の内容として、歳出から御説明いたします。歳入歳出事項別明細書、7ページをご覧ください。

1款総務費において、水道施設維持補修費115万円追加、吉野簡易水道分水負担金100万円減額、本管移設等補償工事費92万5,000円減額など、合わせて267万6,000円を減額するものであります。

次に、6ページ歳入をご覧ください。

1款使用料及び手数料に、水道使用料等99万5,000円を追加。

2款繰入金を376万1,000円減額。

4款諸収入に9万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款使用料及び手数料。

(な し)

●小野木議長 2款繰入金。

(な し)

●小野木議長 4款諸収入。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●小野木議長 日程第11 議案第19号平成21年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

●石塚施設課長 議案第19号平成21年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,835万8,000円と定めるものであります。

補正の内容として、歳出から説明いたします。歳入歳出事項別明細書9ページをご覧くださいます。

1款総務費において、下水道施設管理費34万1,000円減額、繰越明許費による管渠改修工事費350万円を追加するなど、合わせて296万6,000円を追加するものであります。

次に、8ページ、歳入をご覧くださいます。

3款繰入金において、一般会計繰入金296万6,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為補正であります。水洗便所改造等資金貸付事業に対する損失補償110万円を減額するものであります。

次に、繰越明許費であります。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業による下水道管渠改修工事350万円を計上するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、3款繰入金。質疑ありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

説明、石塚施設課長。

●石塚施設課長 平成21年度繰越明許費において、次のとおり地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を施行することとするものでありまして、事業の内容としては、対図番号10ページをご覧いただきたいと思いますが、管渠改修工事、茂岩末広町内で延長52メートル、事業費が350万円でございます。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 今回予算提案をされていますが、52メートルということなのですが、全体の長さの内52メートルなのか、下水道ですね、これは当初7年前の十勝沖地震のときに相当破損した箇所的一部分だと思います。ここだけで将来問題ないのか、あるいはとりあえず52メートルだけなのか。これは全町的なことも考えられるのですが、特に私が住んでいるのは末広なものですから、ここだけであとの前後というのは問題ないのかなど。こういうものについての現状を参考にお聞きしたいと思いますので、その辺の関連のところのテリトリーといいますか、その地域は今後どうなるのかというところをお聞かせいただけますか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 管渠の改修工事については、平成20年、21年と請負費を計上しまして改修工事を実施しているところでございますが、実はこの補修箇所の選定に当たっては毎年マンホールを調査しまして、いわゆるマンホールの管が不等沈下といいますか、自然流下でいかない場合、マンホール内に30センチなり50センチほど常時耐水している箇所があるわけでございます。これらの非常にひどい緊急度を要する部分から順に改修工事を行っているところでございます。

それで、豊頃町は、非常に地盤的に泥炭地の部分に布設した管渠というのは不等沈下を起こしやすい。そういうことで、現在調査はしていますけれども、今後出てくる可能性はあるというふうに思います。特に十勝沖地震によって、災害工事で補修した箇所の前後、これらについてはまだ地殻変動の影響があるのかと思いますけれども、これらの前後が比較的そういう不等沈下を起こしている箇所が多いかなというふうに思われます。

それで、泥炭地全般的に、大津、茂岩、中央区、豊頃、すべて毎年調査しまして、それで受益者の皆さんに迷惑のかからないようにマンホール清掃等を行っておりますが、それに対応できない場合についてはこれらの形で改修工事を進めていかなければならないだろうというふうに考えております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 非常に今の状況は、厳しい中における今回の予算提案だと思うのですが、この位置を調査されて限定されたのだと思うのですが、ここの地域というのは毎年沈下して、住民が

ら補修、舗装を要求されているところでありまして、その辺については地盤軟弱ということについては理解しています。

したがって、この辺の状態というのは、全体が泥炭地ということですから、その辺の今後の新しい政策というか執行に当たって、ぜひともその辺は緩急度というのですか、度合いをつける場合に、今、課長から説明を受けたようなものを町内の皆さんも相当関心を持っておりますので、これらについても適時説明をされる機会を設けていただければありがたいのと、このように思っていますので、ぜひともその辺の指導も町民にお願いしたいと思いますが、何か具体的に新年度に向かって今お話しできない内容だと思いますが、おありだったら一言お話しいただけますか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 このマンホールの水位の上昇については、実に単純なものでありまして、水の流れが悪くなるとマンホールの水位が上昇するということで、受益者の皆さんから水の流れが悪い、もしくは我々の調査でそういうものが発見されていけば、順次それらの中で対応してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎ 平成２２年度町政執行方針及び教育行政執行方針

●小野木議長 日程第１２ 平成２２年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、平成２２年度町政執行方針について説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 平成２２年度の町政執行方針を申し上げます。

１ はじめに

先人が艱難辛苦に耐え、努力によって拓かれた本町は、十勝開拓の玄関口として発展して以来、開町１３０年の節目を迎えることができましたことを、町民の皆様とともに心からお喜びを申し上げます。

私は、この開拓の偉業をなし遂げ、本町の基礎を築き上げ、今日の繁栄をもたらせて先人の御労苦に対し、改めて心から深く敬意と感謝を申し上げます。

これからのまちづくりについても、基本理念であります「報徳のおしえ」を大切にし、町民の皆様とともに「考え、創りそして育んでいく」という意識を持って、次世代にしっかりと継承していく決意であります。

私は、豊頃町長という重責を担わせていただいてから、まもなく５年が経過しようとしていますが、この間、多くの地域に出向き町民の方々とさまざまな会話を重ね、調整への反映に努めてまいりました。

本年は、本町にとって、将来の道しるべとなる第４次豊頃町まちづくり総合計画に掲げる「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」を目指し、限らない将来に向かってスタートする年であります。

ここに、平成２２年豊頃町議会第１回定例会の開会に当たり、平成２２年度の町政執行への基本的な考えを申し述べ、町議会を初め町民皆さんの一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

２ 町政に臨む基本姿勢

昨今の世界的構造不況の余波を受けた社会経済情勢は大きな変貌を遂げており、我が国においても「人間のための経済」という新政権の色を強く打ち出しておりますが、今日の地方行政を取り巻く情勢は極めて厳しく、また、大きな転換期を迎えております。

今、本町の置かれている状況は、少子高齢化、商店街の空洞化、過疎化が進み、地域づくりといった面で多くの課題に直面しております。

私たちは、こうした厳しい現実と正面から向き合い、確かな未来につなげていくためには、新しい時代における官民の新たな役割分担について、町職員はもちろん、町民一人一人が新しいまちづくりを進める一員という気概を持って、みずからの問題として考え、一体となって大いに論

議していくことが重要であります。

私は、この厳しい時代における自分自身の役割と責任の重さを改めて認識し、こういう時代だからこそこの急激な変革を見誤ることなく、適切な行政運営に対処し、我が町の将来に確かな展望を持ちながら、町民の皆さんとともに英知を出し合い、我が町の基幹産業である農林漁業並びに商工業のさらなる振興に努め、直面している多くの課題については第4次豊頃町まちづくり総合計画の実現に取り組みながら、子供から高齢者まで町民一人一人が安心して暮らせる町、そして我が町に生まれ育ったことに自信を持てるまちづくりのために全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

3 主要な施策の推進

(1) 快適で魅力あるまちづくり

ア 情報通信基盤の整備

現在、町内における情報格差是正を目指し、ブロードバンドサービスが行き届かないエリアに対し、光ファイバー網を整備し、民間電気通信事業者に開放する「公設民営方式」により、ブロードバンド環境の整備を進めようとしております。

平成22年度中に完了を予定している地域情報通信基盤整備事業では、平成23年7月24日をもって終了する現在の地上アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送へスムーズに移行するため、茂岩ミニサテライト局エリアを除く町内の地上デジタルテレビ放送難視聴地域に見込まれる約200世帯に対し、光ファイバー網による難視聴対策も実施してまいります。

また、あわせて、居住地域内携帯電話不感地域解消についても、本事業で整備した光ファイバー網を活用して不感解消に向けた取り組みが並行して進められることとなっております。

以上のとおり、本事業を実施することにより、全国的に課題となっている「ブロードバンドゼロ地区解消、地上デジタルテレビ放送難視聴地域解消及び携帯電話不感地域解消」が町内においてほぼ解決されることとなります。

イ 地上デジタルテレビ難視聴対策

茂岩栄町及び茂岩末広町地域のテレビ難視聴対策として昭和56年に現在の位置に設置され、その後、平成7年に改修された現在の茂岩ミニサテライト局を平成23年7月24日予定のアナログテレビ放送終了に向け「デジタル化対応」のミニサテライト局に全面改修してまいります。

ウ 新エネルギー活用の促進

本町の自然環境を生かし、環境負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した住宅用システムの導入促進を図るため、最大発電出力4キロワットを限度として助成し設置の普及を図り、新エネルギーを利用した環境に優しいまちづくりに取り組んでまいります。

なお、初年度となる本年度は、2件の助成を予定しているところであります。

エ 公共交通の整備

本町は、地域生活路線が廃止された後は、大津線と二宮線を町有バスで運行して交通手段の確保に努めてきたところでありますが、それ以外の地域の住民の交通手段の確保について、その実態調査をするため、昨年１２月から３カ月間、コミュニティバスを試験的に運行してまいりました。

その結果、総合的に勘案し、茂岩市街から豊頃市街を結ぶ路線の利用者が全体の約８割であることから、４月からは豊頃医院から中央新町を経由して豊頃駅まで１日５往復を定時定路線として民間業者に委託して運行してまいります。

あわせて、都市間バスとの接続も検討してまいりましたが、時刻設定がかみ合わず、今後の運行はＪＲの運行ダイヤと接続するように時刻表を調整してまいります。

さらに、豊頃医院に患者を輸送する患者輸送車に、町民だれもが乗車できるよう利便性を図ることにより、農村部においては１週間に一度だけではありますが、地域住民の交通手段の確保ができるものと考えているところであります。

また、高齢者を対象に福祉タクシー利用助成券を交付するなど、本町の公共交通の総合的・効果的な運行体制に取り組んでまいります。

オ 廃棄物処理

本町の一般廃棄物については、民間委託により全町収集を行い、十勝環境複合事務組合に加盟し、計画的に処理を行っているところであります。

資源ごみについては、一分別等の不徹底が見られることから、今後とも指導・啓発によりごみの減量化・資源化に取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄が増加傾向にあるため、警告看板を設置し啓発強化を図ってきたところでありますが、今後も関係機関と連携を図り、さらなる防止に努めてまいります。

カ 環境保全対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、閉鎖しております旧清掃センターの焼却施設については、環境汚染物質の飛散防止等の措置を講じ、厳重に管理しているところでありますが、今後においても近隣施設の安全と周辺環境の維持保全に努めてまいります。

キ 住宅環境の整備

住宅の整備については、豊頃南町、中央新町及び茂岩本町団地などの町有住宅入居者の生活向上を図るため、住宅環境の整備を進めてまいります。

ク 道路網の整備

主要な幹線道路及び地域の基幹道路については、年度別事業計画に基づき改良舗装を進めてきたところでありますが、北栄幹線、豊頃１１号線及び二宮第１号支線を継続して実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動を守るため、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など適切な維持管理をしてまいります。

ケ 水道・下水道の整備

水道事業については、昨年度、茂岩簡易水道と二宮簡易水道が統合し、茂岩簡易水道として運営しているところではありますが、本年度は茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で二宮浄水場の機械設備及び電気設備の更新、施設内の配管工事を実施してまいります。

また、道道旅来豊頃停車場線改良工事に伴う水道本管移設補償工事を実施いたします。

公共下水道については、快適な生活環境を維持するため適切な管理に努めてまいります。

また、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置整備事業についても継続して実施してまいります。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり

ア 農業の振興

農業は、昨年6月中旬から低温日照不足、多雨によって農作物全般において大きな被害を受けましたが、水田・畑作経営所得安定対策及び農業共済事業などによって被害金額は軽減されました。

しかしながら、一部の農家においては、今後の営農に大きな影響を受けることが予想されることから、災害資金が必要となっており、本町は本災害資金の貸付利子の一部を助成し、被害農家の負担軽減を図ってまいります。

また、一部の圃場では、湿害により春耕が厳しい状況にあることから、町及び農協において単独暗渠排水事業の助成を行い、農作業に支障のないよう緊急対策に取り組んでまいります。

平成20年度から農地の土壌改良を目的として、十勝川から排出される泥炭土を農地に投入しておりますが、農作物の生育もよく農家の希望も多いことから、今後も帯広開発建設部に継続要請してまいります。

この土砂連携事業により、農地の地力増進が図られ、農産物の生産性がさらに高まるものと期待しているところであります。

畜産については、飼料など資材費が高騰し所得率が低下していることから、今年度も家畜飼料用水緊急支援対策事業を実施してまいります。

公共牧場の機能を高めるため、牧場管理用機械の新設、更新を図ってまいります。

本町の農業を継続発展させるためには、新規作物の導入、農作物の付加価値化は重要な課題であり、産業振興基金を活用した交付金制度を創設し、本年度から5カ年間、意欲ある農業者等を支援してまいります。

後継者対策については、各産業団体による「とよころ担い手サポート協議会」を核として、担い手・後継者対策に取り組んでまいります。

また、移住定住化対策として「農ある暮らし」定住化を検討してまいります。

土地基盤整備事業につきましては、茂岩・長節地区において道営事業を継続実施するとともに、二宮地区を新規地区として計画樹立してまいります。なお、土地改良事業の大幅な予算減額

も予想されていることから、事業の早期完成のため国・道に強く要請してまいります。

WTO、日豪のEPA交渉、農業者所得補償など農業は大きな試練を迎えておりますが、農業委員会、農業協同組合並びに関係機関と十分に連携を図りながら農業振興に取り組んでまいります。

イ 林業の振興。

林業を取り巻く状況は、日本の景気回復が遅れ、木材需要は低調に推移しておりますが、輸入木材の減少などによって原木が不足していることから、今後においては原木の安定供給のため徐々に木材価格も上がるものと思われます。

本町の基幹産業である農業、漁業においても、森林は重要な役割を担っているところであります。

町有林においても、造林や間伐など計画的に実施するとともに、豊頃飛行場用地内の立木については、協定に基づき平成22年度から3年間で伐採してまいります。また、民有林の造林に対して、21世紀北の森づくり推進事業及び本年度から5カ年間、産業振興基金による助成を行い、再造林の推進に努めてまいります。

木質資源の有効活用については、林地残材、河川敷地にあるヤナギなどの調査研究を進めており、特に不足している家畜敷料としての利活用を検討してまいります。

エゾシカなどによる農林業被害対策については、本年度も豊頃猟友会の協力により有害鳥獣の駆除並びにエゾシカの一斉駆除を行い、農林業被害の拡大防止に努めてまいります。

ウ 漁業の振興

昨年の秋サケ定置漁は、漁期前の予想に反して豊漁に恵まれました。しかし、シシャモ、毛ガニについては、資源管理のため漁獲量を抑制されており資源の回復が課題となっております。

このような状況の中、資源安定化を目的として、サケの増殖事業、マツカワ、クロソイなどの栽培漁業に助成を行い、沿岸資源の拡大に努めてまいります。

また、北海道が事業主体の公益魚場整備事業により、毛ガニ、蛸等の資源増大を目的として、大津沖に大型魚礁の設置が行われており、本当漁業資源の増大を期待するものであります。

大津漁港につきましては、漁業者の念願でありました結氷対策施設が整備され、本年度から供用開始することになりますが、今後も安心して安全な操業のできる漁港の早期完成に向け要望してまいります。

漁業の振興を図るため、本年度、漁業振興住宅を1棟2戸建設し、漁業後継者等の定住を促進してまいります。

エ 商工業の活性化推進

平成19年から実施しているプレミアム付特別商品券発行事業も4年目を迎え、購買力の潮害流出抑止対策としては一定の効果を上げているところであり、引き続き本年度も3期に分けて支援し、町内消費拡大を目指してまいります。

市街地活性化として、本年度は空き家店舗においてイベント等の多目的利用及びサークル活動の拠点整備を目的とした施設の整備を進め、昨年に引き続きイルミネーション事業の展開とあわせ、市街地における空洞化対策の一環として取り組んでまいります。

（３）健康で心ふれあうまちづくり

ア 子育て支援

我が国では、少子化の進行は社会問題となっており、子供を取り巻く環境も大きく変化しており、このようなことから、本町でも安心して生み育て、健やかに成長できる環境づくりをまちづくりの重要課題として位置づけ、子育て支援の施策を推進しているところであります。

子供の健やかな成長を図るため、本年度からスタートする第２期豊頃町次世代育成支援後期行動計画に基づき、「延長・早期・残児保育の実施」、「学童保育」、「一時保育」、「わんぱく広場」、「妊婦及び乳幼児家庭の全戸訪問」などの子育て支援に取り組んでまいります。

学童保育・一時保育においては、本年度から土曜日も開設し、一時保育の対象児童をおおむね１歳以上の児童まで拡充し運営してまいります。

また、妊娠・出産・養育期における子育て世帯が安心してできる環境を整えるため、不妊治療への助成、妊産婦健診の無料化や中学校就学終了までの医療費の無料化を図ってまいります。

本年度から新たに小学校に入学する児童の家庭に、入学祝金として３万円を支給するなど、一層の子育て支援を行ってまいります。

イ 高齢者福祉・介護の充実

今日、我が国は世界でも最高水準の長寿国となり、高齢期は今やだれもが迎えると言ってよい時代となっております。

この傾向は、本町においても顕著であり、平成２２年２月末現在、住民基本台帳登録人口に占める６５歳以上の割合は３３％に達し、超高齢社会となっております。

このような背景の中、利用者の状態や希望に応じた適切なサービスを総合的かつ効率的に提供し、居住において自立した生活を継続することができるサービス体制の充実を図ることを重点とした第４期介護保険事業計画を策定し、取り組んでいるところであります。

これらの福祉の推進に当たっては、町内社会福祉法人等と連携を図りながら、高齢者社会における充実したサービスが提供できるよう努めてまいります。

平成２年に建設した豊頃医院敷地内の看護師宿舎１棟４戸が未利用施設となっていることから、本年度、１棟２戸の町有住宅に改修し、新たに高齢者や母子家庭棟の経済的な負担を軽減するための低家賃住宅として提供してまいります。

本年度から、在宅における独居高齢者、高齢者世帯及び認知症高齢者等が安心して生活ができるよう、地域住民が一体となり見守る体制づくりに取り組み、本格的に安否確認事業を実施してまいります。

また、この事業により、独居高齢者等に対する生活、身の上等の相談、助言及び援助を行うこ

と、事故防止、孤独感の解消及び閉じこもりの防止につながるものと大いに期待しているところであります。

ウ 障害者福祉の推進

本町の障害者福祉は、障害のある方が安心して暮らせることができるよう、豊頃町障害者福祉計画に基づき推進しており、その計画の中にある「豊頃町障害福祉計画」において必要な障害福祉サービス量を推計し、自立支援給付や地域生活支援事業等により、障害のある方が自立した生活を送ることができるよう支援を行ってまいります。

エ 保健の充実

住みなれた地域で安心して暮らすためには、日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる健康寿命の延命を図ることが必要です。

本町では、疾病を早期に発見し、健康でいきいきと暮らせるよう各種検診の助成を行っております。検診料については、一部個人負担を願っているところではありますが、本年度は一部検診料を除いて個人負担を軽減し、多くの方に受診を勧奨し、早期発見・早期治療に努め、町民の皆さんの健やかな生活を願うものであります。

また、新型インフルエンザの対応につきましては、前年度と同様の対策を講じてまいります。

なお、本町の助成基準の基本的な考え方は、国の取り扱い基準に独自に助成枠を拡大して実施していることから、国の基本方針が変更された場合には、本町の助成基準の内容を検討してまいります。

(4) 躍動感あふれる人づくり

ア 学校教育の充実と生涯学習の推進

学校教育においては、子供たちの生きる力をはぐくむため、未来に夢を持ち、郷土を愛し、社会の変化に対応できる子供たちの健やかな成長が図られるよう、教育環境の整備充実を図ってまいります。

また、すべての町民が生涯を通じていきいきと学び、認め合い、心豊かな人生を過ごすことができるよう、文化・スポーツの振興等生涯学習の推進、充実に努めるとともに、本町の教育資源である「報徳のおしえ」を礎とし、地域教育力の向上が図られるよう、教育委員会と協議し教育行政を推進してまいります。

イ 地域間交流の推進

本町における地域間交流は、姉妹都市及び誘致企業との交流を主体として実施しております。

本年度は、相馬市への少年親善使節団を派遣し、滑川市から少年親善使節団を受け入れ、小学生の相互交流を継続して実施してまいります。

また、昨年度、新型インフルエンザの世界的流行から中止した国際姉妹都市でありますカナダ国サマーランドへの中学生派遣交流事業は、本年度、派遣規模を拡大して実施してまいります。

(5) みんなが力を合わせるまちづくり

ア 安心して生活できる行政サービスの充実

多くの市町村が、過疎化による人口減と少子・高齢化の進行により、基礎自治体のあり方が問われている中、本町においても人口の減少が加速しております。この傾向は、これからも進むものと想定されることから、住民が安心して生活できる福祉の充実を目指します。

また、消費者生活相談窓口には、昨年に引き続き専門相談員を設け、消費者の苦情処理のあつせんに迅速に対応してまいります。

イ 健全な行財政運営と職員の政策能力の向上

国においては、国や自治体において行われている行政サービスについて、予算一つ一つにおいて、そもそも「その事業が必要かどうか」、必要だとすると「その事業をどこまでやるか」、などの事業仕分け作業が行われ、あわせて現在地方自治体のあり方が検討されているところであります。

今後は、それらが予算に反映されてくるものと思われることから、地方自治体のあり方が大きく変わろうとしており、財政運営は一層厳しさを増してくるものと思われます。これらのことから、本町においてもさらなる事務事業の簡素化・効率化を図らなければなりません。

限られた財源で、バランスのとれた効率的で効果的な行政運営はもちろんのこと、多様化する住民ニーズなど、行政課題に的確に対応するためには、庁舎内の横断的な連携を強化しながら、町民との協働による創意工夫を凝らしたきめ細かな取り組みをこれまで以上に進めてまいります。

このことにより、これまでの行政手法にはない新たな発想が求められるため、職員を積極的に研修に参加させるなど、政策形成や実務能力向上に努めてまいります。

以上、平成22年度の調整推進に当たっての一端を申し述べさせていただきました。具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際に御説明申し上げます。

議員各位を初め、町民の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます、私の町政執行方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●小野木議長 2時20分まで休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成22年度教育行政執行方針について説明を求めます。

前川教育委員長。

●前川教育委員長 教育行政方針。

平成22年第1回豊頃町議会定例会の開会に当たり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会を初め町民の皆様様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

国は、新しい時代をつくる人材の育成に当たり、義務教育における新学習指導要領の円滑な実

施に向け、教職員定数の純増を図り、子供たちが人生を切り開く力を身につける教育環境の条件整備を推進するとしています。

また、北海道教育委員会は、「自立」と「共生」を基本理念に、北海道教育推進計画に基づき、子供たちの学力・体力向上に向け一丸となって取り組む姿勢を明らかにしています。

教育委員会といたしましては、本町の教育資源である報徳のおしえを基盤とし、町民の多様なニーズに対応する生涯学習の充実、学校・家庭・地域が一体となってたくましく健やかな子供たちをはぐくむ体制づくりなど地域教育力の向上を図り、「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く町民をめざして」の実現に向け、町民の期待にこたえるよう次の教育施策を推進してまいります。

1 学校施設整備と教育費負担の軽減

学校施設整備においては、特に経年から傷みが見られる中学校校舎の長寿命化を図るため、校舎内部・外壁及び屋根塗装、屋上防水補修、給水管の全面更新、一部教室の内部改修を行うとともに、大津小学校グラウンド改修、校舎の一部窓ガラス改修及び豊頃小学校児童用トイレの一部改修などを平成21年度繰越明許費により行い、児童生徒がより快適で安心して学校生活を過ごせる環境を整備してまいります。

また、義務教育就学費保護者負担の軽減を図るため、小中学校等就学旅行費用の一部助成を行うとともに、高等学校等に就学する生徒を有する保護者の教育費負担軽減を目的に、豊頃町高等学校等就学助成金制度を創設し、将来を担う子供たちの健全な育成を図ってまいります。

2 学力向上、豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 全国学力・学習状況調査の結果を分析すると、小学校の学力は全道平均をやや上回る状況でしたが、基礎的知識や技能の習得にやや課題が見られ、中学校の学力は、全道・全国平均を上回り、総じて良好な状況でありました。各学校は、それぞれの結果・分析を踏まえた総合的な学習改善プランに基づき、学習指導方法や授業展開を工夫改善し、児童生徒の基礎・基本の確実な習得と学習意欲が高まる指導を推進するとともに、学習状況面の課題として明らかとなった家庭学習の充実を図るため、学校・家庭が相互に連携し、望ましい生活習慣の定着に努めてまいります。

(2) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析すると、体力・運動能力は、小・中学生とも北海道平均を上回り、中学男子を除き全国平均を上回る状況で高い結果でありました。体格は、中学校男子が北海道平均をやや下回りましたが、全体として全国平均を上回っており、高度なやせ・肥満の出現率がほとんどなく、バランスがとれています。運動習慣では、頻度・運動量ともに全国・北海道平均を上回り、積極的で意欲的な状況であります。今後も児童生徒の健やかな身体の育成のため、学校保健・体育の充実に努めるとともに、家庭・地域の協力を得ながら、少年団や部活動支援を図ってまいります。

また、正しい食事のあり方や朝食の摂取の重要性について、栄養教諭を中心に、学校、家庭と

連携した食育を推進し、食への感謝や郷土への理解を深めるため、地場食材を活用したふろさと給食を継続して提供してまいります。

(3) インターネットや携帯電話など多様化した情報化社会において、それらを利用した誹謗中傷が引き金となるいじめ問題や痛ましい事件がしばしば報道されております。家庭と連携して、児童生徒が安易に利用することの危険性や情報モラルに対する意識の向上に取り組むとともに、報徳のおしえを基盤とした規範意識、社会性の醸成や基本的生活習慣の充実を図ってまいります。また、社会や自然体験、観察、ボランティア活動などの総合的な学習活動を継続して推進し、豊かな感性や自他を認め合い共生する心をはぐくんでまいります。

(4) 学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等特別な配慮を必要とする障がいを持つ児童生徒の特別支援教育については、必要な学級を設置するとともに特別支援教育支援員を配置し、円滑な学習活動が行えるよう児童生徒一人一人の指導や支援の充実を図ってまいります。

(5) 児童生徒が将来に夢や希望を描く上で、国際的な広い視野を身につけることは重要なことであります。小学校の新学習指導要領に外国語活動が導入されることから、中学校の英語科の指導が主であった英語指導助手が、小学校の外国語活動においても支援する体制を小・中学校と連携して確立するとともに、国際姉妹都市のカナダ国サマーランドへ中学生を派遣し、友好交流と国際理解教育を推進してまいります。

3 信頼される学校づくりの推進

学校教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針のもと、教職員が組織体として教育活動を展開し、地域の期待と信頼にこたえることが重要であります。このため、家庭、地域に広く情報を発信するとともに、学校評議員の意見を適切に反映し、みずからの評価や第三者の評価を受け、説明責任を果たしていくことを促進してまいります。また、児童生徒の安全安心を確保する総合的な危機管理の徹底を図ってまいります。

学校教育の基本である児童生徒の信頼を確実なものとするため、教職員の資質能力の向上は常に求められるところであります。このことから、新学習指導要領等の専門研修や校内・公開研究授業、指導主事の活用等を積極的に行い、実践的指導力の一層の向上を図ってまいります。

4 小・中学校連携教育の推進

一般的に「中1ギャップ」と言われる、教育環境の変化を主要因とする様々な問題を極力抑制し円滑に接続できるよう、みずから学び、みずから考える力をはぐくむ学習指導や道徳性・規範意識をはぐくむ生徒指導のあり方について、小・中学校が連携し実践的な研究を継続してまいります。このため、指定を受けている文部科学省の道徳教育実践研究事業により、道徳の時間や総合的な学習の場において、児童生徒の発達段階に応じた報徳のおしえの授業を展開し、義務教育9年間で系統的で一貫性のある教育課程となるよう連携教育を推進してまいります。

5 地域全体で子供たちを育てる体制づくりの推進

子供たちの健全な育成のため、PTAによる学校行事への協力、教職員による少年団や部活動に対する個人的指導のほか、地域の団体による体験活動への協力など、学校活動にはさまざまな協力・支援をいただいております。今後、さらに報徳のおしえについての町民理解を深めながら、地域の教育力を学校への支援として生かす気運の醸成に努めるとともに、学校支援地域本部の機能的な運営を図り、人的教育資源の把握と有効に活用する学校の体制整備を進め、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育てる体制づくりを推進してまいります。

6 学び続け、認めあう社会教育の推進

町民一人一人が新たな知識や技能の習得と自己の持つ知識・技能を社会に還元する機会の提供に努め、いつでも、どこでも、だれもが主体的に文化・スポーツに親しみ、それぞれが生きがいを持ち、学び続け、認め合う社会教育を推進してまいります。

(1) 生きる力を育む家庭教育

子供たちの健やかな成長をはぐくむため、発達課題を踏まえた総合的な学習機会として、幼児と親のふれあい教室・ブックスタート（読み聞かせ会）などの事業を実施するとともに、町と連携した子育て支援を推進してまいります。

(2) 多様な体験を積む青少年教育

青少年がみずから考え学ぶ能力を身につける機会として、関係機関・団体等の協力を得ながら、自然・生活体験教室（える夢キッズクラブ）やジュニアリーダー研修・生活体験促進事業（通学合宿）・姉妹都市少年親善使節団派遣事業などの体験を通し、青少年の豊かな感性や自主性を養い、心身の健全な成長を促してまいります。

(3) 学ぶ姿勢と認めあう心を研ぐ成人教育

まちづくりの中核を担う青年・女性が、目標を持って学習活動や文化・スポーツ活動を行えるよう、町民大学講座やえる夢出前講座の充実を図り、多様な学習機会を提供するとともに、豊寿大学や生涯教室の学習内容の充実に努め、成人、高齢者の地域づくり活動への参加意欲を高め、地域連帯感が高揚するよう努めてまいります。

(4) 文化財の保全と芸術文化活動の推進

十勝発祥の地としての開拓の歴史は、本町の貴重な教育資源であることから、える夢郷土情報室や二宮報徳館を効果的に活用し、有形・無形の文化財を初め歴史的資料の展示・公開を積極的に進めてまいります。また、長節湖畔野生植物群落の野焼きを行い、原生花園の適切な保全に努めるとともに、保護・保全に関する理解が得られるよう努めてまいります。

すぐれた芸術・文化に触れることは、町民の豊かな感性を育む有効な機会であります。このため、幼児・青少年・町民芸術鑑賞会、桐朋学園音楽キャンプなど広範な事業を実施するとともに、町内文化団体などの作品展示会や発表会を支援してまいります。また、町民のグループ等が主体的に文化活動を企画できるよう、文化講演支援事業を継続して実施してまいります。

(5) 生涯にわたって親しむスポーツの振興

スポーツは、体力の向上や心身の健康保持増進とともに、豊かな人間関係を築き、活力あるまちづくりに大きな役割を果たしています。

町民だれもが生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができるよう、体育連盟が主体となって取り組んでいる総合型スポーツクラブを支援するとともに、軽スポーツの普及、各種スポーツ教室の実施や総合体育館のスポーツ器具の充実を図るとともに、スポーツ団体、グループとの連携強化に努め、スポーツを通じた健康なまちづくり推進に努めてまいります。

(6) 学習情報提供機能の充実と生涯学習施設の利用促進

図書館は、生涯学習社会における個人の学習を支援する重要な拠点施設であることから、町民が求める情報の収集、提供機能と蔵書内容を充実し、より身近でより親しまれる運営に努めてまいります。

また、える夢館、総合体育館など生涯学習施設の適切な維持管理に努め、町民が気軽に安心して学習やスポーツを行い、生涯学習活動が活性化するよう施設運営を行ってまいります。

7 生涯学習推進体制の充実

教育目標である「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現は、すべての町民がみずから学び、活力ある地域づくりに主体的に参画し、生涯にわたって健やかに充実した生活を過ごすことが基本となります。このため、生涯学習地域施設・心田塾を中心とする地域づくり活動を支援し、生涯学習推進体制の充実を図ってまいります。

8 開かれた教育行政の推進

豊頃町の教育をより充実・発展させるためには、関係者が相互に連携し一丸となって教育行政を推進することが大切であることから、教育委員会においては活動状況、計画推進状況等を点検評価し、教育施策の効果や課題を明らかにして、説明責任を十分に果たすよう努めてまいります。

以上、平成22年度教育行政執行方針を申し上げましたが、今後も町民の皆様に教育行政に対する理解と信頼が一層深まるよう、学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興と生涯学習の推進に努めてまいりますので、町議会を初め町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

●小野木議長 これで、平成22年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第20号

●小野木議長 日程第13 議案第20号豊頃町民交通災害救済条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中住民課長。

●田中住民課長 議案第20号豊頃町民交通災害救済条例の廃止について御説明申し上げます。

本案は、昭和４５年に制定され、交通事故により災害を受けた町民を救済するために制定され、多くの町民の方が町民交通傷害保険に加入されていましたが、平成２１年度末をもって保険者である共栄火災海上保険株式会社から、本保険契約の継続契約を中止する旨の通知があり、これにかわる引き受け保険会社もありませんので、平成２２年３月３１日で当該保険の取り扱いをやめ、本条例を廃止しようとするものであります。

なお、この保険を実施しておりました十勝管内すべての市町村において、平成２２年度は他社による保険契約は実施しない方向であります。

附則として、この条例は平成２２年４月１日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２０号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第２１号及び議案第２２号

●小野木議長 日程第１４ 議案第２１号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について、日程第１５ 議案第２２号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第２１号及び議案第２２号の２件について、一括して提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第２１号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について及び議案第２２号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して御説明申し上げます。

本案は、平成２１年度の人事院勧告により、国家公務員の一般職の給与改定等が勧告どおり実施されることに伴い、地方公務員の給与改定等において所要の措置を講じようとするものであります。

したがいまして、本町においても人事院の勧告に基づき、給与及び勤務条件の改定を行うものであり、その主な内容は、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強力に抑制し、また、こういった超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当については、100分の25の割り増し時給を受けるか、または当該割り増し時給にかえて代休を指定することができる制度を新設することになったため、豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例並びに豊頃町職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容は、議案第21号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正については、本条例の8条の次に8条の2を加え、8条の2において60時間を超える時間外勤務手当の一部の支給にかわる措置、いわゆる時間外勤務代休時間として振り替え休日を指定することができることを定めるものであります。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第22号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正については、本条例の第13条第3項中の1週間の勤務時間を「40時間」を「38時間45分」に改め、4項において、1カ月について60時間を超える勤務をした場合、超えた勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を、午後10時から翌日の午前5時までの間の場合は100分の175を乗じた額、いわゆる100分の25を割り増しして時間外勤務手当として支給することを定める。

5項においては、60時間を超えて勤務した場合の時間外勤務代休時間を指定された場合については、超えた勤務1時間当たりにつき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150から125を、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175から100分の150を減じた割合を乗じた額の時間外勤務手当は支給しない。いわゆる100分の25の割り増し加算はしないということを定め、第6項においては育児短時間勤務職員などの第5項の関連分について定めるものであります。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 日程第14 議案第21号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 今の提案の中で、100分の125、あるいは月超勤が60時間以上の方についての割り増しなのですが、現状は月60時間という、現在の就労日数からいきますと、平均月20日ではないですか。そうすると、1日3時間の超勤ということになるのですが、そのことについての現状、本町の職員の超勤の現実内容というのは、60時間以上の人は何人ぐらいい

らっしゃいますか。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 最近、ここ2、3年で60時間を超えて勤務している職員についてはおりません。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 これも後日、新年度予算でいろいろと協議されると思うのですが、今の場合には60時間を超す職員は本町ではないということのようですが、そうしますと、参考的にお聞きします。それ以外という解釈になりますが、平均時間どのぐらいありましてというのが一つ。

それから、100分の125ということになって、それらについての財務的に超勤が目減りしますが、例えば50時間やっている職員、あるいは40時間の方々が該当するとすれば、財源的に本町はどのぐらいの超勤手当というものについての財源が削減するかなというところを参考にお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 一人当たり平均何時間かというデータは持っておりませんが、ただ、最近の1年間の職員の時間外というのは大体記録されていますよね。それについてお話しさせていただきます。

19年度については2,700時間、それから20年度については3,100時間、21年度については12月末現在で2,600時間ほどあります。ただ、この時間外勤務手当の時間数なのでけれども、一時は平成15年の地震時には1万2,000時間近くあったこともありました。それから9,000時間というときもありましたけれども、現在は何とか職員に協力を願って極力抑えているところであります。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 財源的にというのは出ていないのですが、これは勤務条例、いわゆる本町の条例でいきますと、災害の場合には管理職も手当は支給されるのですが、平常においては係長以下ではないですか。そうしますと、なぜこういうような質問をするかというと、係長以下の方々というのは男子も女子もそうですが、子育ての真っ最中ですよ。そういう者についての超勤手当というのは、これは超勤を奨励するわけではありませんが、生活給の一つになっていると思うのです。これは給与体制が1級から6級まであるじゃないですか。その中における一番お金のかかる時というのは、やはり平常時にできない、就業時間中にできない仕事、これについて係長以下が残ってそれを明日のために処理するという、このことについては非常に重要だと思っているのです。

この手当を出すなという意味ではないのです。生活給の一つに換算されている現状の職員に対して、今後どういうふうにそれらについて、国家公務員の人勤がそういうように改正になったから縦割りにどんと落としてくるのですが、そういうものについて、やはり本町の給与体制という

のは附則であっても附則条項としてそういうものは守っていくという姿勢がおりかどうかということも、これは検討しなければいけない。そういう意味から、このことについての質問をしているのですが、できればそういうものについても当然労基法でそういうものが定められてきますので、そのことはそのことで真摯に厳密にこれについては協議をしなければいけない。

そういうことから、本町の超勤に対する考え方というのは、これは誤解されるかもしれませんが、やむを得ず上司から命令してやられるわけですから、勝手に超勤をやるなんていうことはあり得ませんので、それらの考え方について今後考えられるかどうかというところを執行者にお聞きしたほうが参考になるのではないかなと、こう思うのです。ひとつお願いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 職員の時間外については、総務課長のほうからる説明申し上げましたけれども、私も給料を支払うときに確認印を押しております。非常に固定された特定の間人という方はだれもおりません。ただ、先ほど言ったとおり、災害もしくは選挙事務、さらに事業計画等で一時的に時間外をする方はいらっしゃるけれども、それ以外については一時の半分以下の時間外はなってきました。それとあわせて、パソコンが入りましたので、ある程度書類整理されたものがインプットされておりますので、そういう面では逆にそういう機器が入ったものですから、上級官庁からあすまでに報告してあさってまでに報告してくれということで、多少無理難題をかけられる場合もあります。

ただ、国なんかでは、国土交通省に行ったときは壁に、職員は「しない努力」、命令する管理職には「させない工夫」、努力と工夫で乗り切っているところもありますけれども、時間外については私の町では他の町村から見たら非常に時間外は少ないと思います。

それともう一つ、子育てで、今、お母さんだけ、お父さんだけという家庭もありますけれども、管理職としてはそういう方はできるだけ早めに切り上げて、後の仕事はほかでカバーするけれども、今、御承知のとおり職員一人一人、仕事をある程度定まったものを持っていますので、急遽その人のかわりに代替してその仕事をやるということは非常に今難しいのです。一定のものの単純作業はいいのですけれども、ある程度みんな報告ものというのは担当係がありますから、そういう意味では代替ですぐかわってその人の仕事をやるということは、ちょっと今は不可能に近いものですから、その方が何らかの形で休まれたり用事があった場合については、どうしても無理がかかる場合もありますけれども、労働基準法だとか健康だとか家庭の事情というのはできるだけ今の管理職は気を配って時間外をさせないようにし、また、単純な仕事であればみんなで協力し合って処理しているというのが現状であります。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第22号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

●小野木議長 日程第16 議案第23号豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本教育課長。

●山本教育課長 議案第23号豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、高等学校等に就学している生徒の就学費用の一部助成を行い、保護者の経済的負担を軽減し、就学している生徒の健全育成を推進することを目的に制定するものであります。

第1条は、助成金の交付対象とする高等学校等について、学校教育法に定める各種高等学校等及び職業能力開発促進法に定める職業訓練施設とすること並びに条例の設置目的を。

第2条は、交付金の助成対象者を就学している生徒の保護者とし、その認定要件を。

第3条は、助成金の額を生徒1人につき月額5,000円とすることを。

第4条は、助成金の交付期間の限度を、学校教育法に定める中学校等を卒業または終了後から引き続き3年間とし、当該期間内における助成金の交付の始期及び終期並びに除外に関する要件を。

第5条は、助成金の交付手続を。

第6条は、前条の助成金交付申請に基づき、毎年4月から9月分及び10月から翌年の3月分の2回に分け、就学している生徒の在籍状況等を調査したうえで助成金の決定手続を行うことを。

第7条は、前条の助成金の交付決定に基づき、基本的に毎年9月末日及び3月末日に助成金の交付を行うことを。

第8条は、助成金の交付取り消し及び返還に関する事項を。

第9条は、当該事務の適性な管理のため、台帳整備を行うことを。

第10条は、当該事務を豊頃町教育委員会に機関委任することを。

第11条は、この条例の施行に関し、必要な事項を規則へ委任することをそれぞれ定めるものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 一言で言えば大変喜ばしいことだというふうに申し上げたいと思います。

ただ、確認します。この高等学校等の就学助成金については、公立も私立もという考えでよろしいかというのが一つ。それから、今、説明がありましたが、冒頭に父兄の経済負担の軽減を図るということが最初に言われました。その他についてもあるのですが、これは現況の日本の、あるいはこの社会の経済不況というか、こういう実態を踏まえての提案なのかということをお聞きしたい。その裏づけは、景気がよくなって父兄の経済が豊かになってくれば、これについては月5,000円というものは将来的にも恒久的なものなのか、あるいはそういう経済状況によっては判断をし、有限的な条例なのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 まず、第1点目でございますが、公立私立ともに助成の対象となるものと考えております。

次に、月額5,000円の金額につきましては、本案を提案するにあたり調査いたしましたところ、一番近い高等学校で通学費、列車代ですが、おおむね6,000円弱のところにあります。ここをベースに考えまして、5,000円という月額を定めているところでございます。

なお、今後の5,000円の額、あるいは制度の施行の継続については、議員おっしゃるとおり経済的負担を軽減するという目的からしますと、その時々状況に応じまして検討をする余地もあるかと思いますが、この条例の制定にあたっては第4次豊頃町まちづくり総合計画の子育て家庭対策として位置づけられているところであり、当面する期間につきましてはこの考え方を継続して条例に沿って子育て家庭への支援を継続していく考えであります。

以上です。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私からもちょっと補足させていただきます。

どちらかというと教育委員会のほうの担当ですけれども、最終的には御存じのとおり町長の責任のもとにおいてやっております。

私は一番先に、今、大崎議員が言うとおおり、高校に行かせる父兄が非常に通常所得が少ないのが現状であります。もう一つは、私の町に高校がない、これが一番何といっても経費の増大にかかるのではないかと。

最近、学区内を外されまして、それなりに努力をされる方、また、専門的な分野に行きたい方は十勝管外にも出かけるということで、さらに父兄の負担が多くなり、それで私としては今現在5,000円で年間1人6万円ですけれども、今の金額の上限は別として、財政的にも4、5百万円ぐらいになりますか、それは今の財政力から考えれば継続していける考えができますので、これは何としても続けたいという考えでおります。

ただ、山本課長が言われたとおおり、社会情勢を見て5,000円が7,000円になるか、1万になるか、それは今後これから十分検討していきたいと思うし、我が町の財政も十分考えなければなかなか継続はできないかなと思っております。

いずれにいたしましても、父兄の財政支援とあわせて、本町に高校がないということが一番大きな要因ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 非常にこれは独自性があるって、私は本町の就学助成というのは前向きといいますか、今後の政府の先取りをして、これらについて提案されているということは、私は非常に喜ばしいことだと思いますし、もう既に本議会で議論する前に新聞に記事が出ていますので、これに該当する子弟はもちろん家庭の方々というのは期待していると思うのですよね。

月5,000円と言いましても1人年間6万円です。6万円というのは、今、課長が言っていました、近くの高等学校に通学する通学費という意味合いは強いかもしれませんが、全体的にしますと政府が言っている1万3,000円プラス5,000円、そしてこれが6月から執行されるじゃないですか。来年あたりは2万6,000円にこの5,000円ということになると、やはり本町の就学児童の子育て支援というものは先進的な考え方だということで、私は大いに評価さ

れるべきだと思っております。

どうかそういう意味で、この経済情勢の変化に伴う敏感な迅速な対応を、今後もこれを生かしていくという姿勢を貫いていただきたいというふうに考えますが、それらについての将来的な考え方も含めて、弾力的にそういうものをお考えがあるかどうか、もう一度お伺いして質問をさせていただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私もいつまでもこういう立場ではないのですが、私のいる限りはこの条例どおり実施したいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 7 番長谷川議員。

●7 番長谷川議員 先ほど同僚議員が確認をしたようです。私も 1 点確認させてください。

これは高等学校に進学する生徒に対しての助成ですね。現実には豊頃中学校を卒業して、本町の生徒で進学をしない生徒はいないわけですね。100%進学しているものと考えていいわけですね。

それからもう 1 点、助成をするということはいいいことだなというふうには思えるわけですよ。ただ、もしかしたら何かがあるかもしれません。そんなことを心配する必要はないということかもしれませんけれども。

それで、ここに在籍状況と必要な事項を調査してありますね。ですから、こういうことは何もないればいいわけですよ。ですけれども、該当する生徒の中でもしそういうことが心の負担になったり、そういうことがあり得ないということは決してないと思うわけですね。その辺について、これを執行するにあたって十分注意をしていただきたい。その辺の気概についてもお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 この在籍状況等の調査につきましては、本人確認ということではなくて、基本的には教育委員会と当該就学している学校間の間において確認をさせていただき、最終的には保護者の確認となるわけですが、在籍していることが確認されれば当然助成金の交付を進めていくという形になります。

なお、様式集の中に別記第 1 号様式の中に、申請をいただく際に個人情報等の収集に関する同意ということをしていただくことを含めながら申請書を提出していただくということになっておりますので、よろしく御理解くださるようお願いいたします。

●小野木議長 7 番長谷川議員。

●7 番長谷川議員 仮定の話になりますけれども、もし高等学校に進まれない子供がいた場合、これは公平性から言ったら、むしろ高等学校に進んだ生徒のほうが幸せな立場にあるというふうに考えるわけですよ。ですから、今、あるのかわかりませんが、現実としてそ

ういうことがあった場合に対して何かは考えておりますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 高等学校等だとか能力開発だとか職業訓練所といろいろあります。それで、ある程度法律に基づいたことになっておりますが、今、長谷川議員さんが心配される特殊な場合も考えて、ただ、就職につく場合は関係なく、やはり親元から離れて何か専門的な知識を学ぶ等々があれば、この中にも町長が特に認めた場合という救済方法がありますので、その辺十分平等な方法で、もしそういう方がいれば内部でも検討して、できるだけ救済する方法でものを運びたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

●小野木議長 日程第17 議案第24号豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第24号豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、本町の乳幼児等の医療費は、小学生まで全額給付を行っていましたが、これを子育て支援策の一環として中学生まで拡大するというものであります。

第2条第1項中「、満12歳」を「、満15歳」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

●小野木議長 日程第18 議案第25号豊頃町入学祝金支給条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第25号豊頃町入学祝金支給条例の制定について御説明いたします。

本案は、本町の子育て世代が安心して児童を養育する環境を整備するための子育て支援策の一環として、保護者に入学祝金を支給し、児童の健全な育成を増進することを目的として、豊頃町入学祝金支給条例を制定するものであります。

第1条では、学校教育法に定める小学校または特別支援学校の小学部に入学する児童の保護者に、子育て支援策の一環として入学祝金を支給し、当該児童の健全な育成を増進することを目的とすることを定め、第2条では、入学祝金の支給対象者を、入学式の前日までに本町の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている者が、小学校または特別支援学校に入学した児童を養育する保護者に支給することとし、第3条では、児童1人につき3万円を支給する祝金の額を定め、第4条では、祝金を4月中に支給する支給期日を、第5条では、支給対象者の調査を町が行い、支給決定ができることを定めております。

また、第6条では、支給の取り消し及び返還を命ずることができること、第7条では、支給台帳を備えつける義務を明記し、第8条では、その他の必要な事項は規則で定める旨を規定をいたしました。

なお、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

●小野木議長 日程第19 議案第26号豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第26号豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、平成22年4月より新たに肝臓機能障害が身体障害者の内部障害と同様に、1級から3級の認定基準に追加され、身体障害者手帳の受給対象者とする身体障害者福祉法施行令の一部を改正する政令及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令が平成21年12月24日公布されたことに伴い、本町の条例の一部を改正するものであります。

第2条第1項第1号中「免疫の」を「免疫若しくは肝臓の」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

●小野木議長 日程第20 議案第27号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

●石塚施設課長 議案第27号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正について説明いたします。

本条例の改正の目的は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員の入居を承認しないための改正であります。

第6条において、暴力団員及びその同居人、同居する親族が暴力団員であるときは、町営住宅の入居の承認、入居の承継をしないこととし、第40条において、入居者が暴力団員と認められた場合、住宅の明け渡し請求をすることができるとしたものであります。

第59条においては、入居者及び入居申込者が暴力団員であるかどうか、警察署長の意見を聞くことができる旨を規定し、第60条において、意見を聞いた結果、管理上必要と見たときには住宅の明け渡し等の勧告をすることができるよう改正するものであります。

なお、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 暴力団に対する住宅の使用を認めないという条例でございしますが、暴力団を認定するに当たっては警察が押さえている部分でしかわからないような条例ですけれども、それを確認する方法というのは警察以外には考えられないのでしょうか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 もちろんこれらについては個人情報でございしますので、この法律に該当する方の特定ということになると、警察署長の意見を聞くということになろうかと思えます。

幸いにして、現在のところはおられないものだろうというふうに推測しております。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 警察が押さえている暴力団ということで理解してよろしいのでしょうか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 そのように改正の趣旨で理解しております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 このことは、町営住宅に入居しようとするれば、暴力団かどうかというのは改めて身元調査をするという前提になるのですか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 ケースバイケースによろうかと思いますが、明らかに町内もしくは転勤等が入ってこられる方で、もちろん住居の申し込みのときには、職業、生年月日、それから勤務場所等を調べますので、それらの中で調査をしていくような形になろうかと思っています。

●小野木議長 1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 余りこれが過度な形になると、逆に入居を拒まれた場合、その人も何のためにか、どこでというような形になるかと思うし、また、身には覚えなくても、遠い親戚の中でそういうことも考えられるのですけれども、この運用に当たっては相当慎重な中でやらないと、かえって入居を拒む、ましてや個人のプライバシーまでかかわるような感じもするのですけれども、その辺の運用を、そういうことを考えながらどのような形で運用するのか、もうちょっと聞きたいと思います。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 これらの改正につきましては、今、マスコミ報道等で校舎なり住宅の周辺地域に対する迷惑行為というようなことから、この法律に基づいて全国的にこれらの条例を制定することになったわけですが、その運用の範囲においてはあくまで窓口の中の常識的な範疇の中で進めざるを得ないというふうに考えております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 実際のところ、窓口、我々職員で把握することは非常に困難です。それで、もし入居の手続を終えて入居に該当するものなら当然入れるべきだと思いますけれども、ただ、課長が今申し上げたとおり、入居してから滞納並びに地域に非常に迷惑をかける場合については、私どもはそれなりの調査をさせていただきまして、事実そういった組織に加入している方であれば、これは法的手続きをとって町長が退居命令をしたいというふうに考えています。

したがって、窓口で最初から判断することは非常に今の段階では厳しいので、入ってからその人の行動等々で調査をするしかないと思います。ですから、いずれにしてもそういう名簿一覧表が来ているわけではありませんので、大体そういう方というのは地域の情報、皆さん方の情報で私どもは入居してからでもわかりますから、そのときになったら正式に弁護士を頼んで退居命令をするような形になろうかと思います。その節はひとつよろしくお願いします。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 これはなかなか難しいのと思うのですが、私は一定の入居規定をしっかりとすればいいと思っていますよ。

例えば、本町から他町に勤めに出るという人は意外に把握できない。しかし、そこには今現在本町の規定では保証人がいるじゃないですか、必ず。保証人というものについては町内の居住者、こういうものを一つ規定の中に入れておけば、それは絶対に私は今の議論は解決する問題が見えてくるだろうと思うのです。その辺の規定をいろいろと検討してもらいたいと思うのです。保証人は、現状、豊頃町に居住している人という 1 項を入れておけば、それは問題ないだろうと。

こういう 3,700 の人口の中で、大体皆さん網羅している。そういうような意味で、入居しからのことの処理ではなくて、入居する前のやり方をしっかりと練ってもらいたいと、このように希望します。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 以前にも、やはり地元の方が保証人になっても、なかなか大変な事例がありまして、保証人も最終的には無理難題を抱えたようではありますけれども、今、大崎議員がおっしゃるとおり、できるだけ保証人に責任を負ってもらうというような対応で、迷惑をかけないような方向で対応したいと思います。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 28 号

●小野木議長 日程第 21 議案第 28 号豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第 28 号豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正について説明いたします。

本条例改正案についても、議案第 27 号同様、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 項に規定する暴力団員の入居を承認しないための改正であります。

第 6 条に、入居者の資格において暴力団員でないことを加え、第 25 条において、入居者が暴力団員と認められる場合、住宅の明け渡し請求をすることができることとし、第 30 条においては、入居者及び入居申込者が暴力団員であるかどうか警察署長の意見を聞くことができる旨を規定し、第 31 条においては、意見を聞いた結果、管理上必要と認めたときは住宅の明け渡し請求等の勧告をすることができるというふうに改正するものであります。

なお、附則として、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行するものでありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 29 号

- 小野木議長 日程第 22 議案第 29 号豊頃町簡易水道設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第 29 号豊頃町簡易水道設置条例の一部改正について説明いたします。

簡易水道設置条例の一部改正については、国の指導により茂岩簡易水道と二宮簡易水道を統合して認可を受けるため改正しようとするものであり、第 2 条第 2 号の二宮簡易水道を削除し、茂

岩簡易水道に給水区域を統合し、給水人口を4,400人から3,330人に改め、1日最大給水量を2,130立方メートルから2,350立方メートルに改めるものであります。

なお、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号

●小野木議長 日程第23 議案第30号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第30号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。

本案は、一部事務組合を組織する組合組織団体の変更に伴いまして改正するもので、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合が本組合から解散、脱退することに伴いまして、組合理約の一部を変更しようとするものであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第31号

●小野木議長 日程第24 議案第31号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第31号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明いたします。

本案につきましても、一部事務組合を組織する組合組織団体の変更に伴いまして改正するもので、留萌広域行政組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合が本組合から解散、脱退し、留萌市ほか2町衛生センター組合が留萌南部衛生組合と名称変更することに伴い、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第32号

●小野木議長 日程第25 議案第32号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第32号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。

本案につきましても、一部事務組合を組織する組合組織団体の変更に伴い改正するもので、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合が本組合から解散、脱退し、留萌市ほか2町衛生センター組合が留萌南部衛生組合と名称変更することに伴い、組合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議によりこれを定めるため、同法290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎ 請願の委員会付託

●小野木議長 日程第26 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

●和田事務局長 請願文書表。

受理番号 1、受理年月日、平成 22 年 2 月 17 日、件名、新たな食料・農業・農村基本計画に関する請願書、請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町 12 番地、豊頃町農業協同組合、代表理事組合長、相澤昌幸、豊頃町中央若葉町 12 番地、豊頃町農政協議会、副執行委員長、津久井清美、紹介議員の氏名、豊頃町議会大谷友則議員、菅谷誠議員、付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号 2、受理年月日、平成 22 年 2 月 17 日、件名、戸別所得補償制度に関する請願書、請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町 12 番地、豊頃町農業協同組合、代表理事組合長、相澤昌幸、豊頃町中央若葉町 12 番地、豊頃町農政協議会、副執行委員長、津久井清美、紹介議員の氏名、豊頃町議会大谷友則議員、菅谷誠議員、付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●小野木議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し審査することになります。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3 時 37 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員